

技能実習法に係る東北地区地域協議会（第1回）議事要旨

宮城労働局

1. 開催日時：平成30年6月26日（火）
13時30分～15時30分
2. 開催場所：仙台第三合同庁舎2階大会議室
3. 出席者：別添出席者名簿のとおり。
4. 配布資料
 - 資料1 技能実習法に係る東北地区地域協議会の設置について
 - 資料2 技能実習法に係る東北地区地域協議会設置要綱案
 - 資料3 東北地区における技能実習制度の現状、課題等
(宮城労働局資料)
 - 資料4 東北地区における技能実習制度の現状、課題等
(仙台入国管理局資料)
 - 資料5 東北地区における技能実習制度の現状
(外国人技能実習機構仙台事務所資料)
 - 資料6-1 東北地区における技能実習制度の現状、課題等
(東北農政局資料)
 - 資料6-2 東北地区における技能実習制度の現状、課題等
(東北経済産業局資料)
 - 資料6-3 東北地区における技能実習制度の現状、課題等
(東北地方整備局資料)
 - 資料7 労使団体等からの意見書
5. 議事
 - (1) 技能実習法に係る東北地区地域協議会の設置

事務局より、資料1、資料2に基づき、東北地区地域協議会の設置について説明があった。

出席者から、質疑、意見はなく、提案のとおり了承された。
 - (2) 東北地区における技能実習制度の現状、課題等

以下の機関から配布資料に基づき、説明があった。

- ・宮城労働局：資料3に基づき、説明。
- ・仙台入国管理局：資料4に基づき、説明。
- ・外国人技能実習機構仙台事務所：資料5に基づき、説明。
- ・東北農政局：資料6－1に基づき、説明。
- ・東北経済産業局：資料6－2に基づき、説明。
- ・東北地方整備局：資料6－3に基づき、説明。

各機関からの説明に対し、出席者から、質疑、意見はなかった。

事務局より、労使団体等からの意見募集に対して、日本労働組合総連合会東北ブロック連絡会（事務局 連合山形）から提出された意見書を、資料7として配布している旨の説明があった。

（3）東北地区における平成30年度における技能実習制度適正化のための取組方針

事務局より取組方針について説明があった。

関係機関との連携方法や情報提供のあり方等について協議した。
提案のとおり了承された。

技能実習法に係る東北地区地域協議会（第1回）出席者名簿

* 敬称略

	構 成 員		出席者
	所属・職名	氏 名	
国の機関	青森労働局労働基準部監督課長	小島 匡人	本人出席
	青森労働局職業安定部訓練室長	秋元 修	本人出席
	岩手労働局労働基準部監督課長	宮崎 一彦	本人出席
	岩手労働局職業安定部訓練室長	長内 勝徳	本人出席
	宮城労働局労働基準部監督課長	神田 将伸	本人出席
	宮城労働局職業安定部訓練室長	及川 直行	本人出席
	宮城労働局雇用環境・均等室雇用環境改善・均等推進監理官	荒井 孝志	本人出席
	秋田労働局労働基準部監督課長	佐藤 明士	本人出席
	秋田労働局職業安定部訓練室長	石井 英幸	本人出席
	山形労働局労働基準部監督課長	細貝 浩之	本人出席
	山形労働局職業安定部訓練室長	鈴木 徹夫	本人出席
	福島労働局労働基準部監督課長	安田 幸次	本人出席
	福島労働局職業安定部訓練室長	星 保男	本人出席
	仙台入国管理局審査部門首席審査官	曾根 祐康	本人出席
	東北農政局経営・事業支援部経営支援課長	大井 宗浩	本人出席
	東北経済産業局地域経済部産業人材政策室長	佐藤 賀一	本人出席
	東北経済産業局産業部経営支援課長	高橋 邦夫	経営支援課課長補佐 中村 光一
	東北地方整備局建政部建設産業課長	家久末 隆男	本人出席
	東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課長	阿部 裕一	整備・保安課専門官 上久保 智視
	東北運輸局海上安全環境部次席運航労務監理官	和田 正文	本人出席
地方公共団体の機関	青森県警察本部生活安全部保安課長	杉山 英司	保安課課長補佐 石岡 護
	岩手県警察本部生活安全部生活環境課長	前川 剛	欠席
	宮城県警察本部生活安全部生活環境課長	富澤 俊幸	生活環境課課長補佐 小関 修
	宮城県警察本部警備部外事課長兼国際テロリズム対策室長	板橋 淳一	外事課課長補佐 小野寺 頼母
	秋田県警察本部生活安全部生活環境課長	斉藤 秀樹	生活環境課生活環境特捜班特捜班長 有明 広和
	山形県警察本部生活安全部生活環境課長	秋葉 晴英	生活環境課課長補佐 近笠 淳也
	福島県警察本部生活安全部生活環境課長	遠藤 勉	生活環境課環境犯特捜補佐 酒井 秀和
	青森県商工労働部労政・能力開発課長	楠田 暁夫	労政・能力開発課副参事 鈴木 孝志
	岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室長	八重樫 浩文	雇用対策・労働室主査 飯坂 ちひろ
	宮城県経済商工観光部産業人材対策課長	乗田 知男	産業人材対策課課長補佐（人材育成担当） 只野 秀幸
	秋田県産業労働部雇用労働政策課長	田中 等	雇用労働政策課主幹 阿部 等
	山形県商工労働部雇用対策課長	椎谷 亨一	本人出席
	福島県商工労働部産業人材育成課長	景山 博	本人出席
	外国人技能実習機構	外国人技能実習機構仙台事務所長	三好 秀樹

	宮城労働局長	北條 憲一	
	仙台入国管理局次長	吉村 真弘	
	宮城労働局労働基準部長	竹本 精治	
	宮城労働局職業安定部長	田中 浩一	
	厚生労働省人材開発統括官付技能実習業務指導室室長補佐	三姓 晃一	
	厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室係員	朝井 優	
	法務省入国管理局入国在留課審査指導官	曾我 哲也	

技能実習法に係る東北地区地域協議会の設置について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に基づき、東北地区における地域協議会を設置する。

- 1 名称：技能実習法に係る東北地区地域協議会
- 2 設置：平成30年6月26日
- 3 根拠：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。）第56条第1項
- 4 目的：東北地区における出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、情報共有等を図る仕組みを構築すること。
- 5 取組事項等
 - ① 技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項の協議・決定
 - ② 技能実習制度の現状を踏まえた、地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有
 - ③ 技能実習制度の適正化に向けた、国の機関及び地方公共団体の機関、機構との連携の確保及び強化
- 6 構成員：別紙のとおり
- 7 議事：非公開（資料・議事要旨を公開）
- 8 事務局：宮城労働局

(別紙)

技能実習法に係る東北地区地域協議会構成員

	所属・職名	氏名
国の機関	青森労働局労働基準部監督課長	小島 匡人
	青森労働局職業安定部訓練室長	秋元 修
	岩手労働局労働基準部監督課長	宮崎 一彦
	岩手労働局職業安定部訓練室長	長内 勝徳
	宮城労働局労働基準部監督課長	神田 将伸
	宮城労働局職業安定部訓練室長	及川 直行
	宮城労働局雇用環境・均等室雇用環境改善・均等推進監理官	荒井 孝志
	秋田労働局労働基準部監督課長	佐藤 明士
	秋田労働局職業安定部訓練室長	石井 英幸
	山形労働局労働基準部監督課長	細貝 浩之
	山形労働局職業安定部訓練室長	鈴木 徹夫
	福島労働局労働基準部監督課長	安田 幸次
	福島労働局職業安定部訓練室長	星 保男
	仙台入国管理局審査部門首席審査官	曾根 祐康
	東北農政局経営・事業支援部経営支援課長	大井 宗浩
	東北経済産業局地域経済部産業人材政策室長	佐藤 賀一
	東北経済産業局産業部経営支援課長	高橋 邦夫
	東北地方整備局建政部建設産業課長	家久末 隆男
	東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課長	阿部 裕一
	東北運輸局海上安全環境部次席運航労務監理官	和田 正文
地方公共団体の機関	青森県警察本部生活安全部保安課長	杉山 英司
	岩手県警察本部生活安全部生活環境課長	前川 剛
	宮城県警察本部生活安全部生活環境課長	富澤 俊幸
	宮城県警察本部警備部外事課長兼国際テロリズム対策室長	板橋 淳一
	秋田県警察本部生活安全部生活環境課長	斉藤 秀樹
	山形県警察本部生活安全部生活環境課長	秋葉 晴英
	福島県警察本部生活安全部生活環境課長	遠藤 勉
	青森県商工労働部労政・能力開発課長	楠田 暁夫
	岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室長	八重樫 浩文
	宮城県経済商工観光部産業人材対策課長	乗田 知男
	秋田県産業労働部雇用労働政策課長	田中 等
	山形県商工労働部雇用対策課長	椎谷 亨一
	福島県商工労働部産業人材育成課長	景山 博
外国人技能実習機構	外国人技能実習機構仙台事務所長	三好 秀樹

技能実習法に係る東北地区地域協議会の設置要綱案

平成 30 年 6 月 26 日

1. 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る東北地区地域協議会（以下「地域協議会」という。）は、技能実習生を受け入れている地域ごとに抱えている課題等が異なっている中で、東北地区の出入国管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

2. 取組事項等

地域協議会においては、次の事項を行う。

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、国の機関及び地方公共団体の機関、機構との連携の確保及び強化

3. 組織

- (1) 地域協議会は、東北地区の都道府県労働局、地方入国管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、都道府県、都道府県警察本部、機構地方事務所等の実務担当で組織する。
- (2) 地域協議会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に構成員以外の行政機関の者の出席を求めることができる。
- (4) 地域協議会は、必要があると認めるときは、地域協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

4. 会議の開催等

- (1) 地域協議会は、毎年 6 月頃に、事務局を担当する機関が所在する都道府県で開催する。また、必要に応じて、臨時に地域協議会を開催することができる。
- (2) やむを得ない事由により地域協議会を招集できない場合、議事の内容を記

載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。

- (3) 地域協議会は非公開とするが、地域協議会の開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでない地域協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

5. 事務局等

- (1) 地域協議会の事務局は、宮城労働局が担当する。
- (2) その他地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

(別表)

都道府県労働局	地方入国管理局	地方農政局等	地方経済産業局	地方整備局等	地方運輸局等	都道府県及び 都道府県警察本部	外国人技能実習 機構地方事務所
青森労働局労働基準部監督課長 青森労働局職業安定部訓練室長 岩手労働局労働基準部監督課長 岩手労働局職業安定部訓練室長 宮城労働局労働基準部監督課長 宮城労働局職業安定部訓練室長 宮城労働局雇用環境・均等室雇 用環境改善・均等推進監理官 秋田労働局労働基準部監督課長 秋田労働局職業安定部訓練室長 山形労働局労働基準部監督課長 山形労働局職業安定部訓練室長 福島労働局労働基準部監督課長 福島労働局職業安定部訓練室長	仙台入国管理局審査 部門首席審査官	東北農政局経営・ 事業支援部経営支 援課長	東北経済産業局地域 経済部産業人材政策 室長 東北経済産業局産業 部経営支援課長	東北地方整備局 建政部建設産業 課長	東北運輸局自動車 技術安全部整備・ 保安課長 東北運輸局海上安 全環境部次席運航 労務監理官	青森県警察本部生活安全部保安課長 岩手県警察本部生活安全部生活環境 課長 宮城県警察本部生活安全部生活環境 課長 宮城県警察本部警備部外事課長兼国 際テロリズム対策室長 秋田県警察本部生活安全部生活環境 課長 山形県警察本部生活安全部生活環境 課長 福島県警察本部生活安全部生活環境 課長 青森県商工労働部労政・能力開発 課長 岩手県商工労働観光部雇用対策・労 働室長 宮城県経済商工観光部産業人材対策 課長 秋田県産業労働部雇用労働政策課長 山形県商工労働部雇用対策課長 福島県商工労働部産業人材育成課長	仙台事務所長

外国人技能実習制度の 現状、課題等について

平成30年6月26日

厚生労働省・宮城労働局

1. 技能実習制度の現状

日本で就労する外国人のカテゴリー(東北6県のように)

	東北6県計	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
①就労目的で在留が認められる者	3,796	287	404	1,567	319	355	864
②身分に基づき在留する者	6,950	402	854	1,789	408	1,207	2,290
③技能実習	11,955	1,631	2,431	2,919	782	1,539	2,653
④特定活動	339	82	48	68	9	27	105
⑤資格外活動	4,724	212	262	2,994	161	93	1,002
計	27,764	2,614	3,999	9,337	1,679	3,221	6,914

※各県とも「外国人雇用状況届の届出状況(平成29年10月末現在)」より。

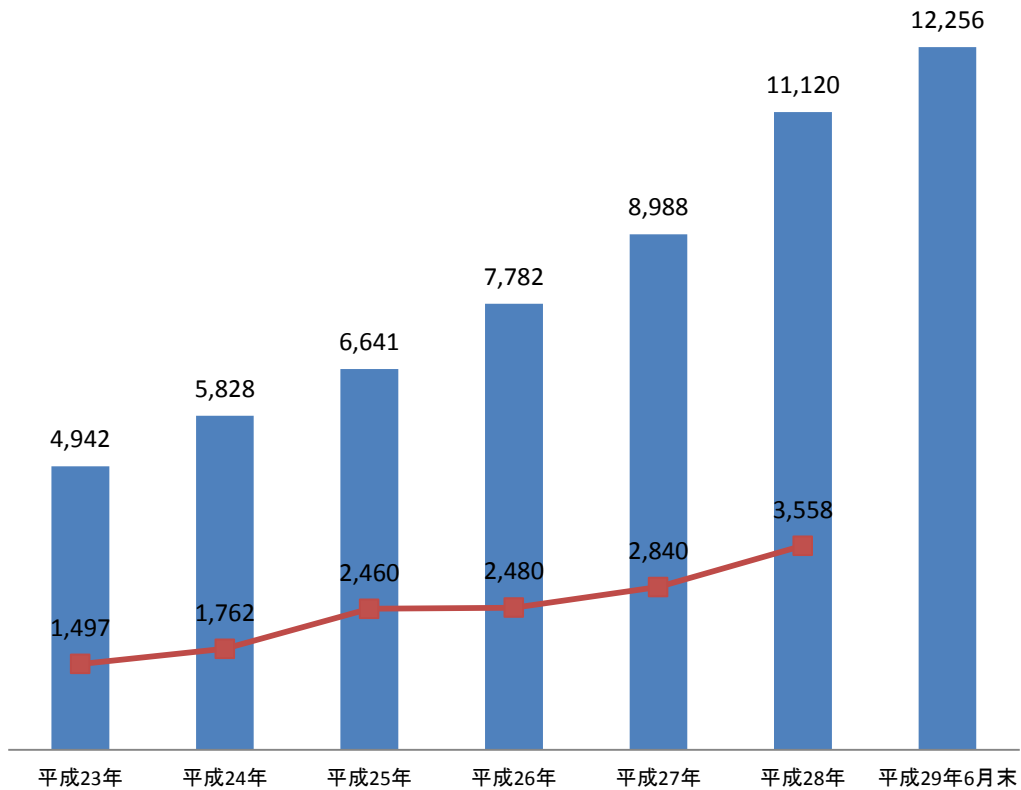
※各県労働局作成資料より

仙台入国管理局管内における技能実習生のようす

技能実習生の数及び技能実習2号口 への移行者数の推移

(平成23年から平成29年6月)

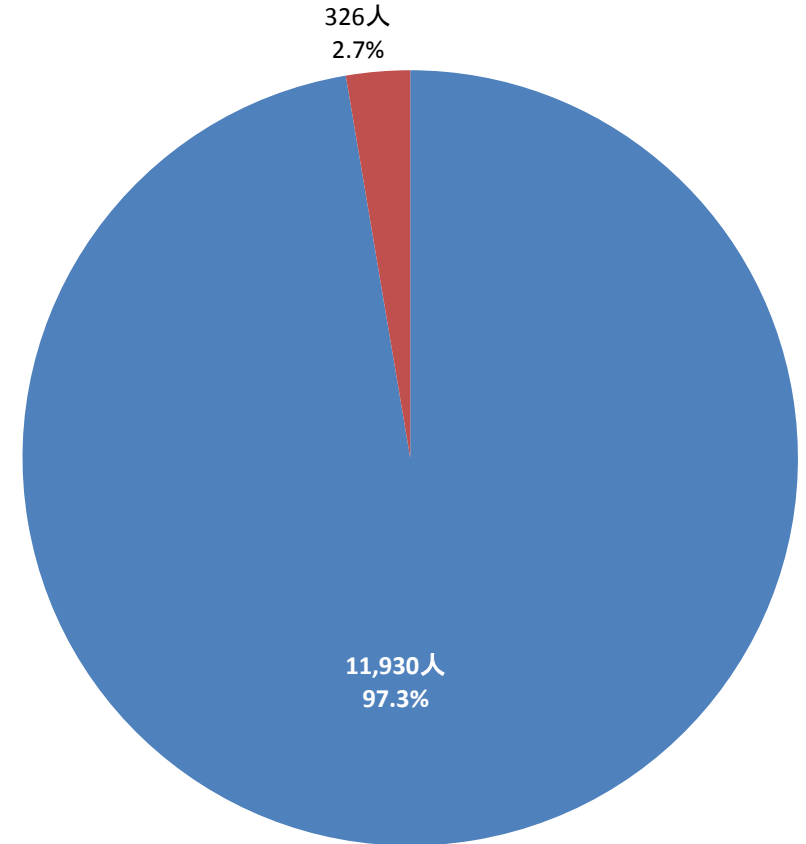
■ 技能実習生数 ■ 2号への移行者数



受入形態別技能実習生数

(平成29年6月末)

■ 団体監理型 ■ 企業単独型



※仙台入国管理局作成資料より

仙台入国管理局管内における技能実習生のようす

	団体監理型		企業単独型
	監理団体数	実習実施機関数	実習実施機関数
青森県	23	195	1
秋田県	13	65	0
岩手県	16	257	3
山形県	16	134	7
宮城県	16	203	0
福島県	15	177	10
合計	99	1,031	21

※ 団体監理型の実習実施機関数については、東北に本部がある監理団体の傘下企業数のみを計上したもの。

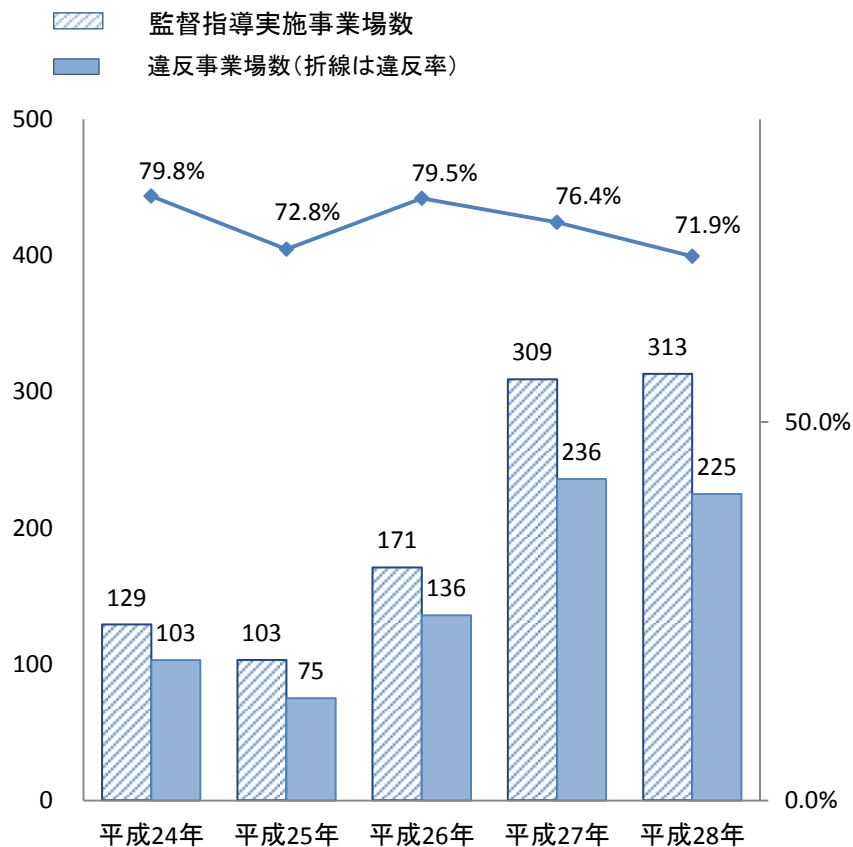
※仙台入国管理局作成資料より

2.外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検等の状況(平成28年)

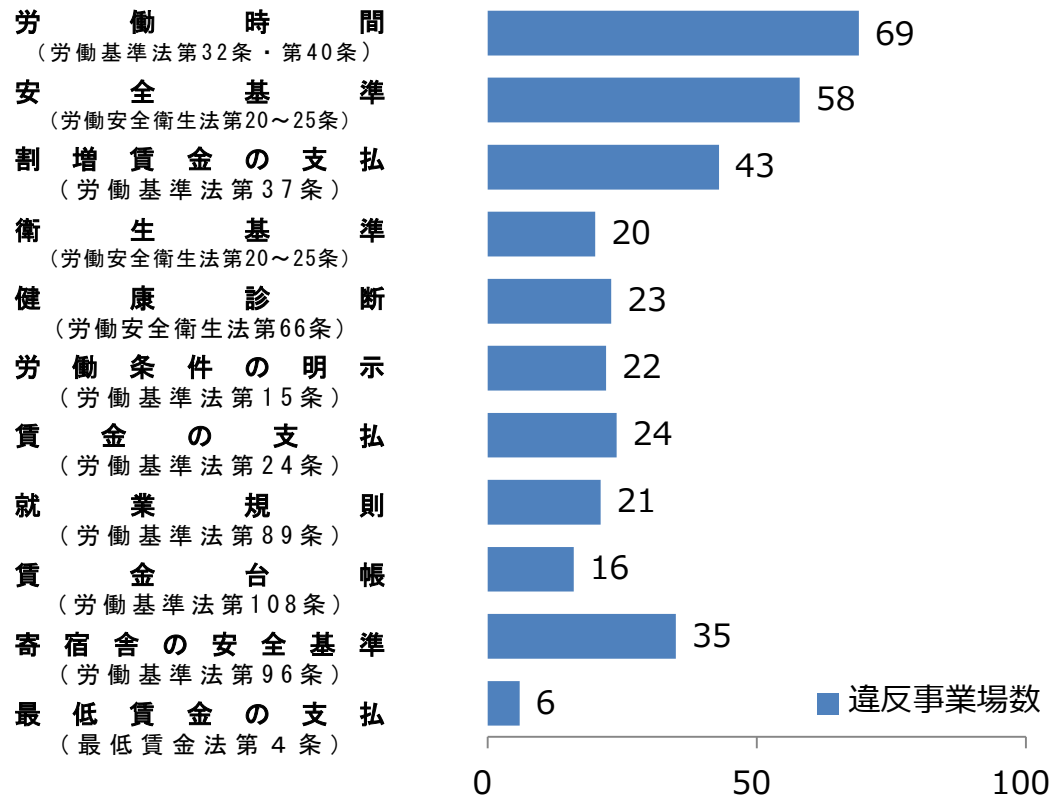
1 監督指導状況

(1) 東北地区の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して313件の監督指導を実施し、その71.9%に当たる225件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①労働時間（30.7%）、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（25.8%）、割増賃金の支払（19.1%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

事例

定期監督において技能実習生に使用させる機械の安全基準や健康診断などについて監督指導を実施

概要

- 1 技能実習生が使用していた攪拌用ミキサーのカバーが外れており、身体が巻き込まれる危険性があった。

指導内容

技能実習生が使用する機械について、巻き込まれることにより危険を及ぼすおそれがあるため、カバー等を設けるよう是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第20条（安全基準）

概要

- 2 技能実習生の勤務シフトは午前3時から正午まで（休憩1時間）であり、深夜業を含む業務に従事しているが、6か月以内ごとに1回、定期的な健康診断を実施していなかった。

指導内容

技能実習生に対して、6か月以内ごとに1回、定期的に、深夜業の健康診断を実施するよう是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第66条（健康診断）

概要

- 3 技能実習生の深夜労働について、割増賃金は適正に支払われているが、深夜労働時間数が賃金台帳に記載されていなかった。

指導内容

賃金台帳に、深夜労働時間数を記載するよう是正勧告した。

指導事項

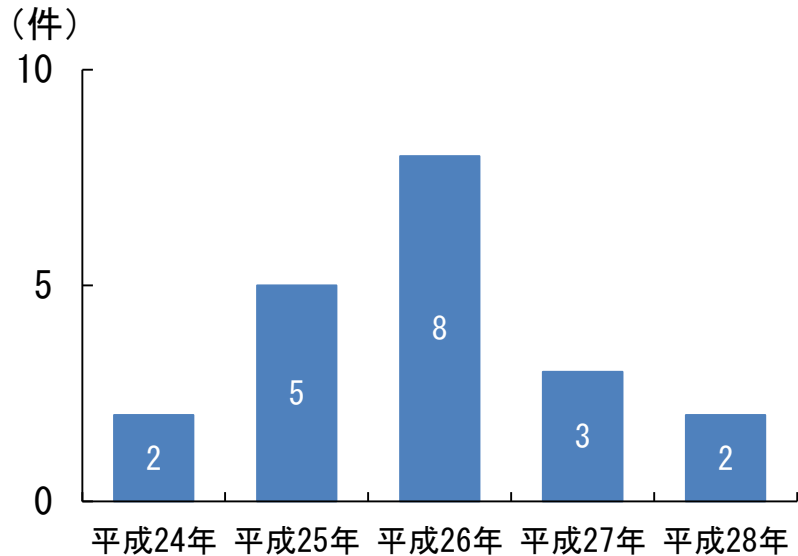
労働基準法第108条（賃金台帳）

指導の結果

- 攪拌用ミキサーに巻き込まれ防止用のカバーが設置・固定された。
- 深夜業を含む業務に従事するすべての技能実習生7名に、法定の健康診断を受診させるとともに、今後も継続的に受診させることにした。
- 賃金台帳の記載項目に、深夜労働時間数を新たに追加し、時間数を記載した。

2 申告状況

- (1) 技能実習生から東北地区の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は2件であった。

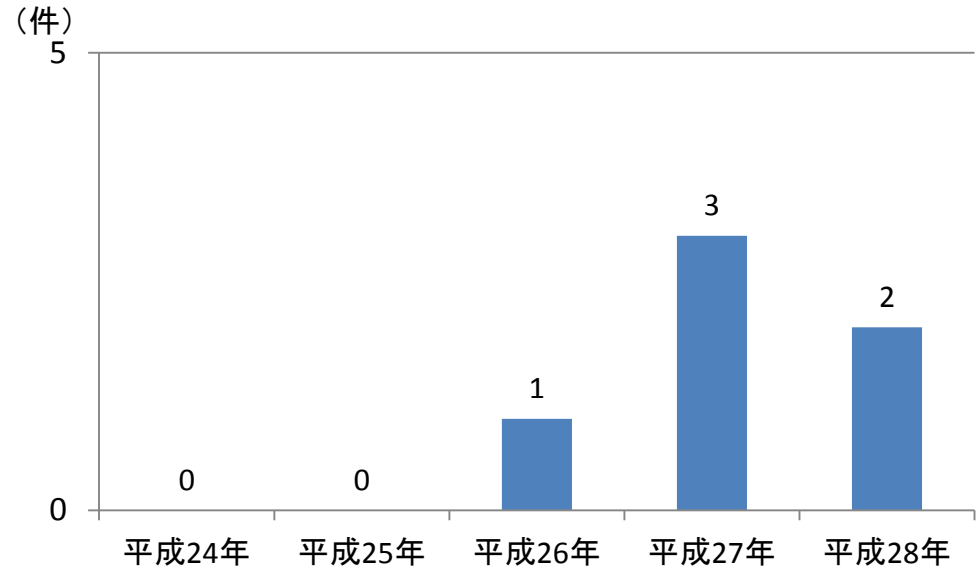


- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払2件、②休日労働1件である。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

3 送検状況

- (1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、東北地区の労働基準監督機関が送検した件数は2件であった。



- (2) 主な違反条文は、①労働基準法第32条（労働時間）2件、②労働基準法第37条（割増賃金の支払い）1件である。

<注>違反条文が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反条文の件数の合計と送検件数とは一致しない。

- (3) 労働基準監督官が送検した事例には、以下のようなものがあった。

事例

割増賃金の金額が実際の労働時間に比して少ない、休日がまったく取れない等との技能実習生からの申告に基づき、監督指導を実施したが、是正が図られなかったことから司法処分とし、送検した。

事案の概要

- 縫製業の事業場で実習中の技能実習生から、割増賃金が実際の労働時間に比して少ない等の申立がなされた。
- 残業時間は、技能実習生が所定の用紙に自ら記録していたが、裏帳簿により、技能実習生9名全員が1か月100時間を超える時間外労働を行っていることが認められた。
- 時間外労働に対しては、実習1年目は時間単価が400円、2、3年目は、月20時間を超えると時間単価が400～460円の支払としていたことが認められた。

指導内容

- 1 36協定の限度時間を超えて時間外労働をさせないよう是正勧告した。（労働基準法第32条）
- 2 時間外労働の時間単価が400～460円であることから、割増賃金を法定の割増率（時間外は25%）以上で計算して支払うよう是正勧告した。（労働基準法第37条）

指導の結果

是正が図られなかったことから司法処分とし、送検した。

被疑事実

○実習実施機関（法人）及び事業主

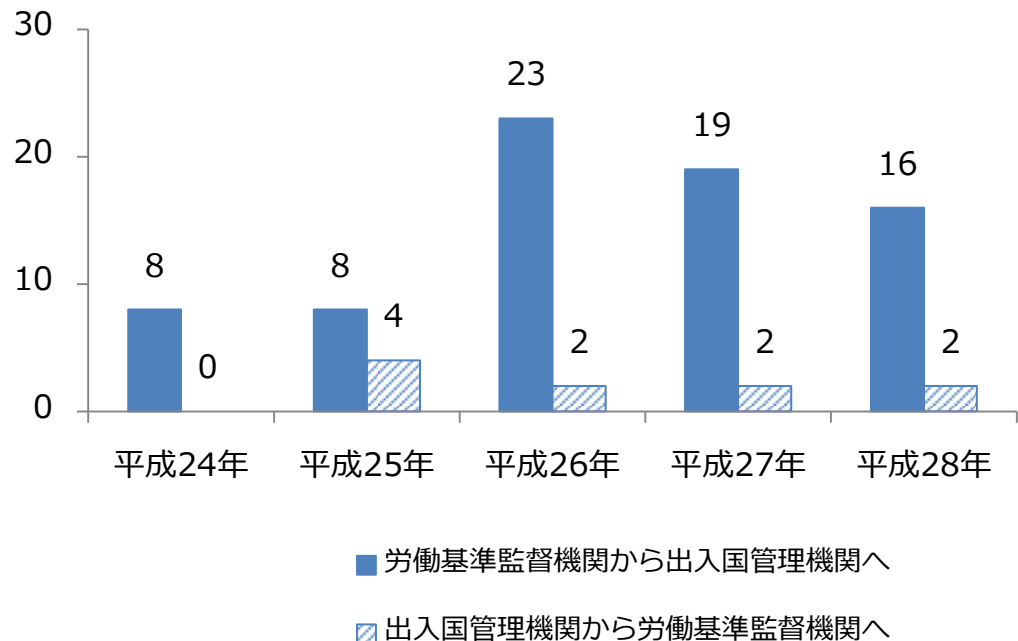
時間外・休日労働に対し、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていなかったこと。

違反条文

労働基準法第37条（割増賃金の支払）

4 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

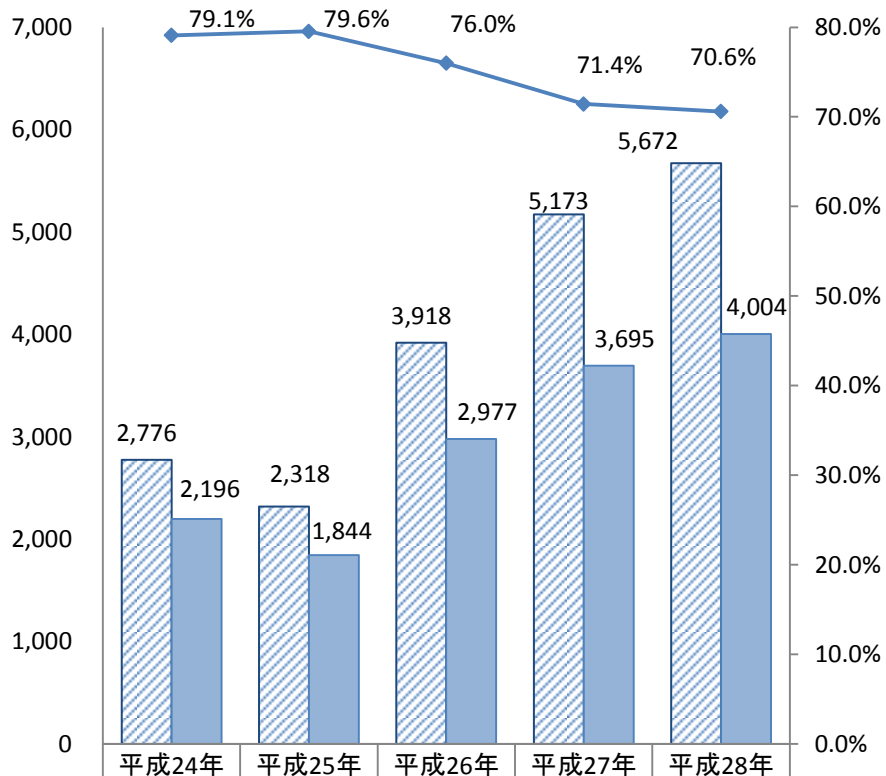
- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関が、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 東北地区の労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報（※1）した件数は16件、出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は2件である。



- ※1 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
- ※2 出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報する事案
管理機関において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関から通報を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。
- (4) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関との合同監督・調査を行うこととしており、2件の実習実施機関に対して実施した。

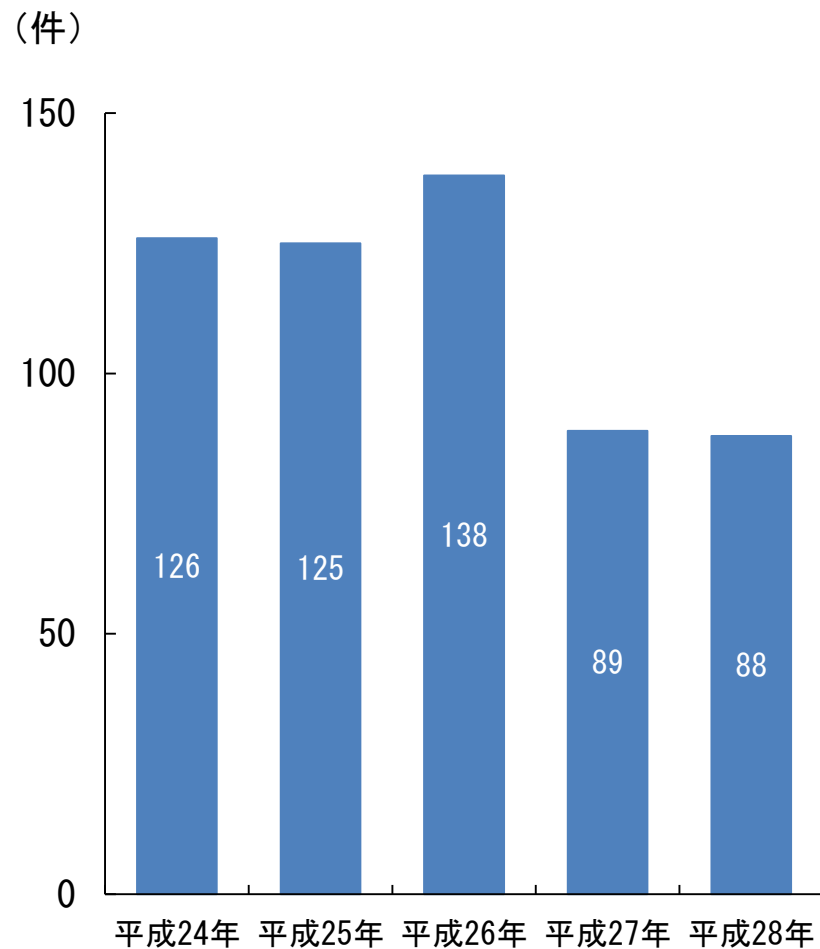
1 監督指導状況



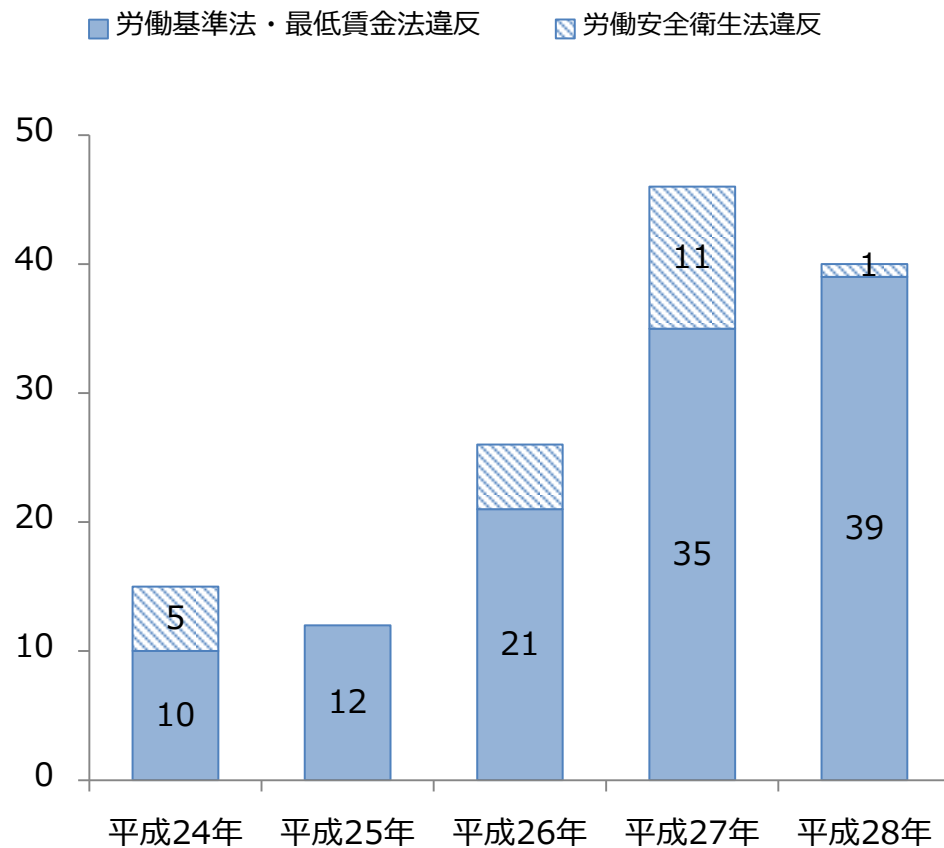
監督指導実施事業場数	2,776	2,318	3,918	5,173	5,672
違反事業場数	2,196	1,844	2,977	3,695	4,004
違反率	79.1%	79.6%	76.0%	71.4%	70.6%

監督指導実施事業場数
 違反事業場数
 違反率

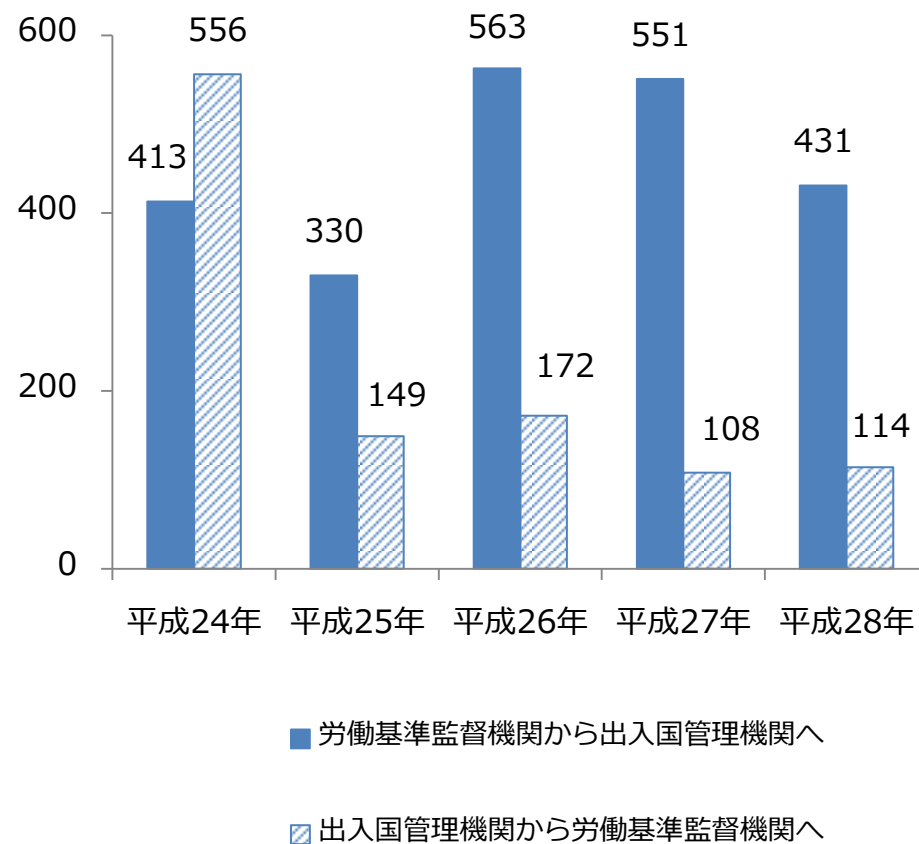
2 申告状況



3 送検状況



4 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況



3. 技能実習制度の見直し等

技能実習制度の見直しの内容について

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

- ① 政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ③ 民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④ 実習生の保護体制が不十分
- ⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分

見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で政府(当局)間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ③ 新たな外国人技能実習機構(認可法人)を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

(注) 橙色網掛け部分は法律で規定

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長 **3年間 ⇒ 5年間** (一旦帰国後、最大2年間の実習)
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (**最大5%まで ⇒ 最大10%まで等**)
- ③ 対象職種 of 拡大 **地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置**
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに**関係行政機関等による地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、**実地に検査**【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する**相談・援助**等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

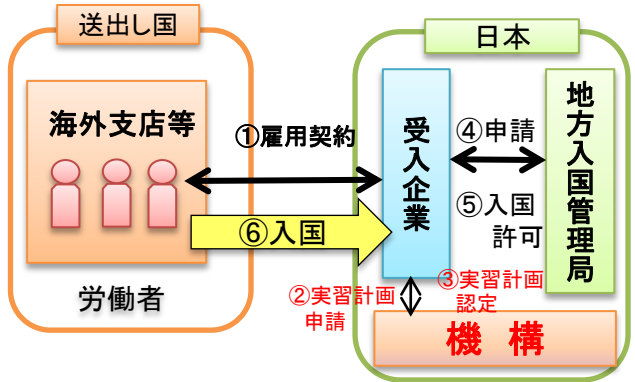
同年11月28日公布

技能実習制度の仕組み

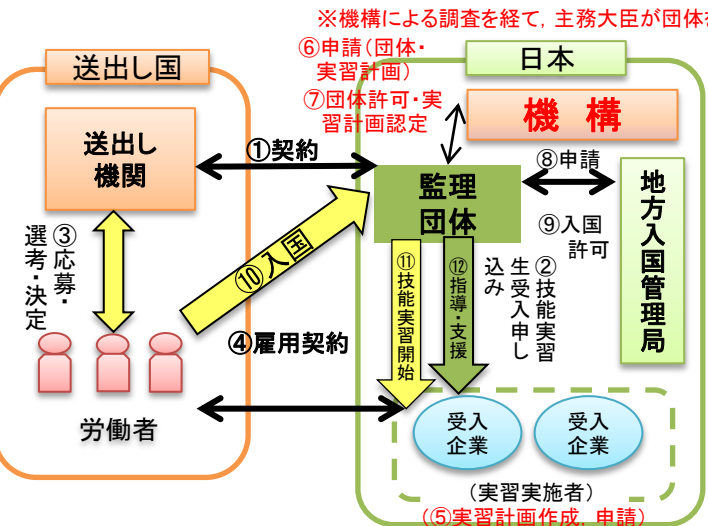
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約25万人在留している。
※平成29年6月末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

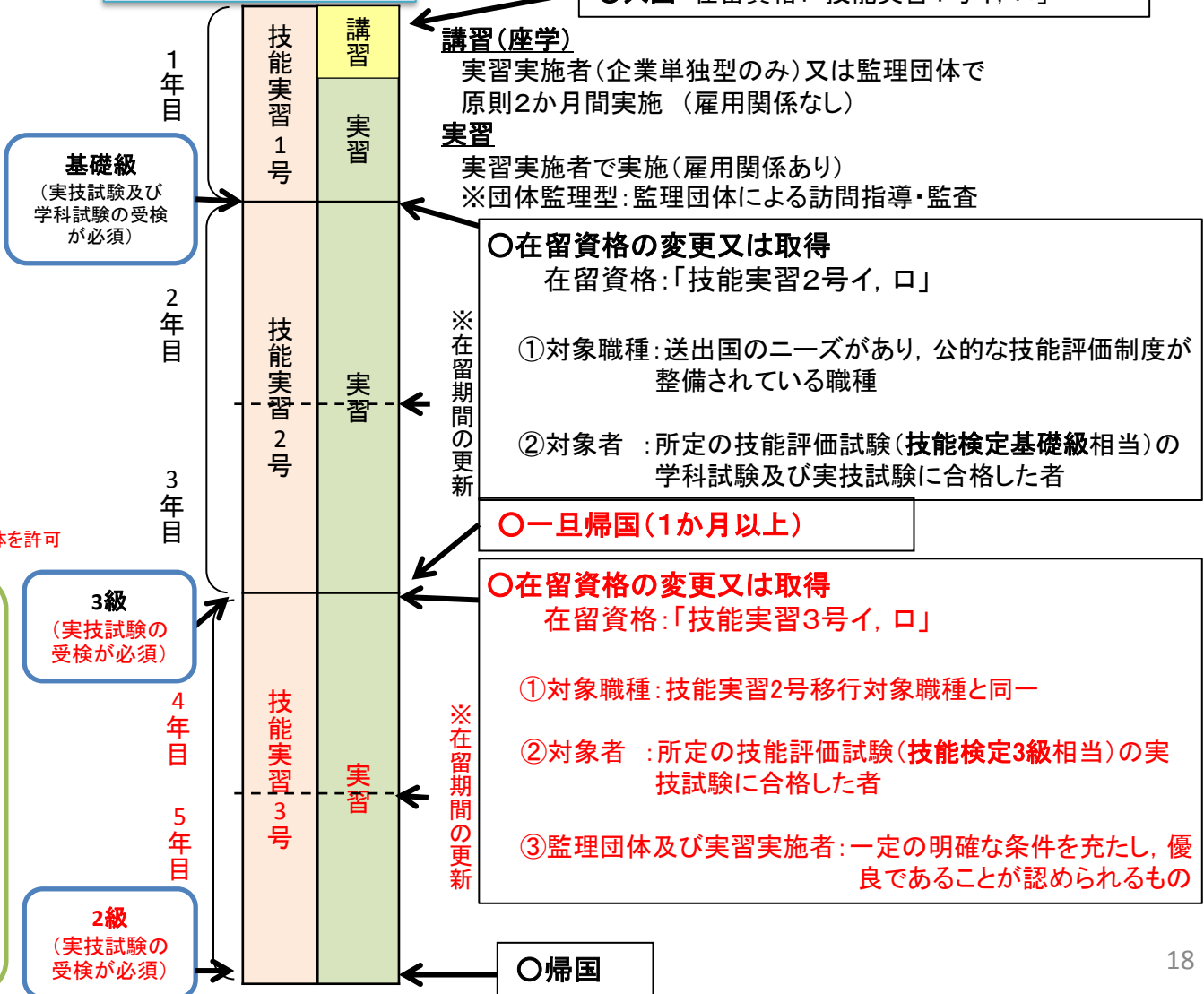
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習2号移行対象職種 (平成29年12月6日時点 77職種139作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業*	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業*	ほたてがい・まがき養殖作業

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	バーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	タクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーベット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工*	押土・整地作業
	積み込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業

4 食品製造関係 (9職種14作業)

職種名	作業名
缶詰巻締*	缶詰巻締
	食鳥処理加工業*
加熱性水産加工	食品製造業*
	節類製造
	加熱乾製品製造
食品製造業*	調味加工品製造
	くん製品製造
	塩蔵品製造
非加熱性水産加工	乾製品製造
	発酵食品製造
食品製造業*	かまぼこ製品製造作業
	水産練り製品製造
牛豚食肉処理加工業*	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
そう菜製造業*	そう菜加工作業

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転*	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合ねん糸工程作業
織布運転*	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
	たて編ニット生地製造*
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
下着類製造*	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーベット製造*	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーベット製造作業
	ニードルパンチカーベット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
	布はく縫製
座席シート縫製*	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係 (15職種29作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業
	コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御旋盤作業
	マシニングセンタ作業

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他 (13職種25作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	フロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
	塗装
	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接*	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
	陶磁器工業製品製造*
	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
	ハット印刷作業
自動車整備*	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
介護*	介護

○ 主務大臣が告示で定める職種・作業 (1職種1作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング*	航空機地上支援作業

(注) *の職種: 「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

作成のねらい

- 日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

取決めの骨子

日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出し国側が認定した送出機関及び認定を取り消した送出機関を日本で公表し、送出し国側が認定した送出機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果を送出し国側に通知する。

送出し国側

- 本協力覚書の認定基準に基づき、送出機関の認定を適切に行う。
 - ・ 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること
 - ・ 帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと
 - ・ 保証金の徴収，違約金契約をしないこと
 - ・ 技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。
- 日本側から不適切な送出機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。また、その結果を日本側に通知する。

両国共通の事項

- 技能実習制度についての定期的な意見交換

作成状況（H30.2月時点）

ベトナム（H29.6月）、カンボジア（H29.7月）、インド（H29.10月）、フィリピン（H29.11月）、ラオス（H29.12月）、モンゴル（H29.12月）、バンラディッシュ（H30.1月）、スリランカ（H30.2月）

不正行為に対する実務の流れ

旧制度

〔端緒〕

- ・ 技能実習生からの相談
- ・ 労働基準監督機関からの通報
- ・ 在留資格変更・在留期間更新の申請書類
- ・ JITCOの母国語相談 など

実態調査

受入れ停止

- 技能実習の適正な実施を妨げるものである場合
⇒ 不正行為終了日後、欠格期間(1~5年間)を経過し、かつ、改善措置が講じられるまでは、新規受入れ不可(現にいる技能実習生は転籍させるよう指導)。

件数等を公表

改善指導

- 技能実習の適正な実施を妨げるものではない場合
⇒ 再発防止に必要な改善措置を講じ、適正化されたと判断されるまで、新規受入れ不可。

注意喚起

- 不正の態様や程度がごく軽微な場合
⇒ 再発防止について注意喚起。

新制度

〔端緒〕

- ・ 定期的な実地検査
- ・ 技能実習生からの相談・申告
⇒ 検査権限を持つ機構に相談・申告窓口を設置
申告を理由とする不利益取扱いの禁止(罰則あり)
- ・ 労働基準監督機関, 地方入管局等からの通報 など

実地検査等

許可・認定の取消し(法16条1項, 37条1項)

- 重大な許可・認定基準違反, 法令違反等があれば, 取消し。

業務停止命令(法37条3項・監理団体のみ)

- 許可基準違反や法令違反に対し, 期間を定めて業務停止を命令(同時に改善命令も可。)

改善命令(法15条1項, 36条1項)

- 出入国・労働関係法令(技能実習法を含む。)違反があれば, 期限を定めて改善を命令。

※業務停止命令・改善命令に違反した場合の罰則あり

事業者名等を公表

機構／主務大臣

主務大臣

地方入国管理局

旧制度の不正行為等の新制度での取扱い

施行日前後にかかわらず、旧制度の不正行為（※）は、技能実習法上の欠格事由に該当し、新制度においても技能実習生の受入れは認められない。

- ※ 不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとして受入れ停止を通知されたものに限る）を行った場合、受入れ停止期間を経過していないものが対象
- ※ 施行日以後に旧制度の適用を受ける技能実習生の受入れにおける不正行為については、地方入国管理局が引き続き調査を行う。

（参考）技能実習法上の欠格事由

1 技能実習計画の認定申請

「認定の申請の前5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法10条8号）

2 監理団体の許可申請

「許可の申請の前5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為」をしたとき（法26条4号）

技能実習生に対する支援・保護方策

1 相談・支援体制の整備

(1) 母国語による通報・相談窓口の整備等

- 新制度では、電話のほか、メールの対応も整備。
※中国語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語(フィリピン語)、英語に加え、新たにタイ語への対応も追加。

(2) 実習先変更支援体制の構築

- 実習実施者や監理団体に実習継続が困難な場合の届出義務(19条、33条)及び実習継続に関する対応義務(51条)を法律に規定。
- 機構が、実習生からの相談に対応し、保有情報を活用しながら、転籍先の調整も含む支援を実施。

(3) 実習生への一時宿泊先の提供

- 実習生が、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない場合に、機構が一時宿泊先を提供。
- 新たな実習先の確保等の支援も実施。

(4) 実習生への技能検定等の受検手続支援

- 機構が、監理団体からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定や、合否結果の迅速な把握等の支援を実施。

2 罰則の整備

罰則	監理団体	実習実施者
1年以上10年以下の懲役 又は 20万円以上300万円以下の罰金	① 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって <u>技能実習を強制する行為</u> (46条)	労働基準法に同様の規定あり (5条)
6月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	② <u>違約金等を定める行為</u> (47条1項) ③ <u>貯蓄金を管理する契約を締結する行為</u> (47条2項)	労働基準法に同様の規定あり (16条・18条1項)
	④ <u>旅券等を保管する行為</u> (48条1項) ⑤ <u>私生活の自由を不当に制限する行為</u> (48条2項) ⑥ <u>法違反事実を主務大臣に申告したことを理由とする技能実習生に対する不利益取扱い</u> (49条2項)	

※ ④については、実習生の意思に反して行った場合を処罰。

※ ⑤については、解雇その他の労働関係上の不利益等を示して技能実習時間外の外出制限等を告知した場合を処罰。

4. 技能実習生が利用可能な制度等

個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第3条】

総合労働相談コーナー 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）及び
労働基準監督署等に設置 | 東北45か所

平成28年度 総合労働相談件数 **75,425**件

うち、○法制度の問い合わせ (44,834件)

○労働基準法等の違反の疑いがあるもの (14,766件)

○民事上の個別労働紛争相談件数 (21,421件)

- | | | |
|----|------------|--------|
| 内訳 | ① いじめ・嫌がらせ | 5,995件 |
| ※ | ② 自己都合退職 | 4,885件 |
| | ③ 解雇 | 3,421件 |

関係機関

- 都道府県
 - ・労政主管事務所
 - ・労働委員会
- 裁判所
- 法テラス 等

情報提供
連携

**労働基準監督署
公共職業安定所 等**

関係法令に基づく
行政指導等

取次ぎ

申出

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条】

労働局長による助言・指導

○申出件数 (689件)

- | | | |
|----|------------|------|
| 内訳 | ① いじめ・嫌がらせ | 163件 |
| ※ | ② 自己都合退職 | 130件 |
| | ③ 解雇 | 84件 |

・話合いの促進
・解決の方向性
示唆

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条】

紛争調整委員会によるあっせん

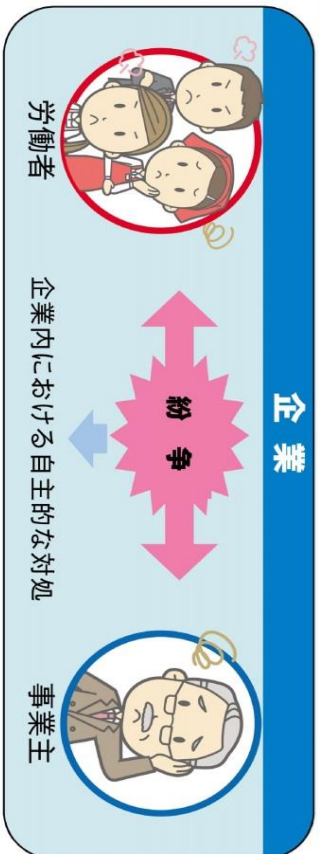
○申請件数 (348件)

- | | | |
|----|------------|------|
| 内訳 | ① いじめ・嫌がらせ | 139件 |
| ※ | ② 解雇 | 101件 |
| | ③ 雇止め | 24件 |

あっせん委員
(弁護士等)による
紛争当事者の
合意形成

※ 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

紛争解決援助制度の概要



都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働等に関する相談の受付
- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度・行政指導の説明

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決の援助の対象となる紛争

簡単な手続きで、迅速に行政機関に解決してもらいたい場合

都道府県労働局長

都道府県労働局長による
助言・指導・勧告

公平・中立性の高い第三者機関に援助してもらいたい場合

当事者の希望等に
応じて

調停会議

調停会議による
調停・調停案の作成・受諾勧告

都道府県労働局長

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく行政指導

紛争解決援助制度の特徴

- 1 公平・中立性** 厳正中立・公正を保ち、法に忠実かつ客観的な立場から援助を実施します。
- 2 互譲性** 当事者双方の譲り合い、歩み寄りにより、紛争の現実的な解決を図ります。
- 3 簡易・迅速性** 時間的、経済的負担がかかる裁判に比べ、手続きが迅速、簡便です。
- 4 無料** _____
- 5 プライバシーの保護** 関係者以外に援助や調停の内容は公にされず、紛争当事者のプライバシーが保護されます。
- 6 不利益取扱いの禁止** _____

労働者が都道府県労働局長による援助や調停の申請をしたことを理由として、事業主がその労働者に対し解雇、配置転換、降格、減給などの不利益取扱いをすることを禁止しています。

法務省資料

平成30年2月19日
法務省入国管理局

平成29年の「不正行為」について

平成29年に外国人の研修・技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した外国人研修生・技能実習生の受入れ機関は、213機関となりました。

- 1 平成29年に「不正行為」を通知した機関は213機関でした。これは平成28年の239機関と比べると10.9%の減少、平成27年の273機関と比べると22.0%の減少となっており、2年連続で減少しました。
- 2 受入れ形態別にみると、企業単独型の受入れ機関は3機関（1.4%）、団体監理型の受入れ機関は210機関（98.6%）です。
- 3 「不正行為」を通知した団体監理型の受入れ機関（210機関）の内訳は、監理団体が27機関（12.9%）、実習実施機関が183機関（87.1%）です。
- 4 「不正行為」の類型別の件数（注）は299件です。
前年と同じく、労働時間や賃金不払等に係る労働関係法令の違反に関する「不正行為」が163件（54.5%）と最も多く、次いで、「不正行為」を隠蔽する目的で偽変造文書等を行使又は提出したことに係る「不正行為」が73件（24.4%）となっています。

（注）一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があります、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しません。

添付資料

平成29年の「不正行為」について

本件問合せ先

法務省入国管理局入国在留課

梅原 (TEL 03-3580-4111 内線2758)

荒井 (TEL 03-3580-4111 内線2764)

【広報資料】

平成29年の「不正行為」について

平成29年の「不正行為」について

入国管理局においては、研修・技能実習に関して不適正な行為を行った機関に対し、「不正行為」を行ったと認められる旨を通知し、当該「不正行為」が研修・技能実習の適正な実施を妨げるものであった機関について、「不正行為」が終了した日から法務省令で規定する期間を経過するまで、研修生・技能実習生の受入れを認めないこととしている。

平成29年に研修・技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した機関の受入れ形態別、「不正行為」の類型別の状況及び具体例は次のとおりである。

なお、昨年11月に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（「以下「技能実習法」という。）が施行されたが、本件「不正行為」の通知は、技能実習法施行前の旧制度に基づいて行ったものである。

1 受入れ形態別

(1) 受入れ形態別「不正行為」機関数（表1）

平成29年に「不正行為」を通知した機関は213機関であり、受入れ形態別では、企業単独型が3機関（1.4%）、団体監理型が210機関（98.6%）である。団体監理型での受入れについて、受入れ機関別では、監理団体が27機関（12.9%）、実習実施機関が183機関（87.1%）である。

平成28年の239機関と比較すると10.9%の減少、平成27年の273機関と比較すると22.0%の減少であり、2年連続で減少した。

（表1）受入れ形態別「不正行為」機関数

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
企業単独型	2	0	0	0	3	2	3
団体 監理型	監理団体	14	9	20	23	32	27
	実習実施機関	168	188	210	218	238	183
計	184	197	230	241	273	239	213

(2) 企業単独型での実習実施機関に対する通知（表1）

平成24年から平成26年までの間に「不正行為」を通知した企業単独型での実習実施機関はなかったが、平成27年の3機関、平成28年の2機関に続き、平成29年は3機関に「不正行為」を通知した。

(3) 団体監理型での受入れ機関に対する通知

① 監理団体の種類別「不正行為」機関数（表2）

平成29年に「不正行為」を通知した27機関のうち26機関を事業協同組合が占めており、事業協同組合が高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

(表2) 監理団体の種類別「不正行為」機関数

	平成27年	平成28年	平成29年
事業協同組合	31	33	26
農業協同組合	1	0	1
商工会	0	2	0
その他の団体	0	0	0
計	32	35	27

② 実習実施機関の業種別「不正行為」機関数 (表3)

平成29年に「不正行為」を通知した183機関を業種別でみると、「繊維・衣服関係」が94機関(51.4%)と過半を占め、次いで、「農業・漁業関係」が39機関(21.3%)と続いており、この2業種で7割以上を占めている。

(表3) 団体監理型での実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

	平成27年	平成28年	平成29年
繊維・衣服関係	94	61	94
農業・漁業関係	67	67	39
食品製造関係	19	13	15
建設関係	20	38	14
機械・金属関係	10	14	9
その他	28	9	12
計	238	202	183

2 類型別

(1) 類型別「不正行為」件数 (表4, 5)

平成29年に「不正行為」を通知した213機関について、類型別にみた通知件数は、299件であるところ(一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があるため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しないもの。),「賃金等の不払」が139件(46.5%)と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が73件(24.4%),「労働関係法令違反」が24件(8.0%)と続いている。

また、「賃金等の不払」を含む労働関係法令違反に関する「不正行為」は163件(54.5%)であり、これらが高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

※ 平成22年7月に技能実習法施行前の旧制度が施行されたが、平成22年の法改正前に行われた行為については、平成22年の法改正前の上陸基準省令の規定に沿った「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成19年改訂)」(以下「旧指針」という。)に基づき「不正行為」を通知し、技能実習法施行前の旧制度に行われた行為については、技能実習法施行前の上陸基準省令の規定に基づき「不正行為」を通知している。

なお、平成26年以降、旧指針に基づき「不正行為」を通知した機関はない。

(表4) 類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	1	1	0	0	0	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	39	39	0	38	38	0	10	10
名義貸し	名義貸し	0	33	33	0	51	51	0	10	10
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	62	62	0	94	94	0	73	73
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	2	158	0	0	143	0	4	148
	旅券・在留カードの取上げ		9			16			2	
	賃金等の不払		138			121			139	
	人権を著しく侵害する行為		9			6			3	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	5	0	1	12	0	0	8
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		5			11			8	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	24	24	0	23	23	0	18	18
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	35	35	0	13	13	0	24	24
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	1	1	0	3	3	0	1	1
	保証金の徴収等		4	4		4	4		3	3
	講習期間中の業務への従事		8	8		2	2		3	3
	営利目的のあっせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
	計	0	370	370	0	383	383	0	299	299

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。なお、(表5) から (表8) までにおいても同じ。

(表5) 平成29年 類型別受入れ形態別「不正行為」件数(上陸基準省令)

	企業 単独型	団体監理型		計
		監理団体	実習実施 機関	
暴行・脅迫・監禁	0	0	4	4
旅券・在留カードの取上げ	0	1	1	2
賃金等の不払	0	3	136	139
人権を著しく侵害する行為	0	0	3	3
偽変造文書等の行使・提供	0	22	51	73
保証金の徴収等	0	1	2	3
講習期間中の業務への従事	0	2	1	3
二重契約	0	0	1	1
技能実習計画との齟齬	0	3	7	10
名義貸し	3	1	6	10
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」	0		0	0
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監 査、相談体制構築等の不履行」		8		8
行方不明者の多発	0	0	0	0
不法就労者の雇用等	0	0	18	18
労働関係法令違反	0	0	24	24
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0
再度の不正行為	0	0	1	1
日誌等の作成等不履行	0	0	0	0
帰国時の報告不履行	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業	0	0	0	0
計	3	41	255	299

(2) 企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表6）

平成29年に「不正行為」を通知した3機関について、類型別にみた通知件数は、3件である。内訳は3件とも「名義貸し」である。

（表6）企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
		旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名義貸し	名義貸し	0	0	0	0	0	0	0	3	3
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業		0	/	0	0	/	0	0	/	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	2	0	0	3	0	0	0
	旅券・在留カードの取上げ		0			1			0	
	賞金等の不払		2			1			0	
	人権を著しく侵害する行為		0			1			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	1	1	0	0	0	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	1	1	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保証金の徴収等	/	0	0	/	1	1	/	0	0
	雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事	/	0	0	/	0	0	/	0	0
	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	4	4	0	4	4	0	3	3

(3) 団体監理型での受入れ機関に係る類型別「不正行為」件数

① 監理団体に係る類型別「不正行為」件数（表7）

平成29年に「不正行為」を通知した27機関について、類型別にみた通知件数は、41件である。「偽変造文書等の行使・提供」が22件（53.7%）と最も多く、次いで、「監査、相談体制構築等の不履行」が8件（19.5%）、「技能実習計画との齟齬」及び「賃金等の不払」がそれぞれ3件（7.3%）と続いている。

（表7）監理団体に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
		旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	6	6	0	3	3	0	3	3
名義貸し	名義貸し	0	1	1	0	4	4	0	1	1
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	26	26	0	26	26	0	22	22
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	11	0	0	10	0	0	4
	旅券・在留カードの取上げ		3			3			1	
	賃金等の不払		6			6			3	
	人権を著しく侵害する行為		2			1			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	5	5	0	11	11	0	8	8
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		5			11			8	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	0	0	0	1	1	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	1	1	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	2	2	0	0	0
	保証金の徴収等		2	2		1	1		1	1
	講習期間中の業務への従事		1	1		1	1		2	2
	営利目的のあっせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
計		0	53	53	0	59	59	0	41	41

② 実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表8）

平成29年に「不正行為」を通知した183機関について、類型別にみた通知件数は、255件である。「賃金等の不払」が136件（53.3%）と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が51件（20.0%）、「労働関係法令違反」が24件（9.4%）と続いている。

（表8）団体監理型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	1	1	0	0	0	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	33	33	0	35	35	0	7	7
名義貸し	名義貸し	0	32	32	0	47	47	0	6	6
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	36	36	0	68	68	0	51	51
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	2	145	0	0	130	0	4	144
	旅券・在留カードの取上げ		6			12			1	
	賃金等の不払		130			114			136	
	人権を著しく侵害する行為		7			4			3	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		/			/			/	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	23	23	0	22	22	0	18	18
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	33	33	0	13	13	0	24	24
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	1	1	0	1	1	0	1	1
/	保証金の徴収等	/	2	2	/	2	2	/	2	2
/	講習期間中の業務への従事	/	7	7	/	1	1	/	1	1
/	営利目的のあっせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	313	313	0	320	320	0	255	255

3 「不正行為」の具体例

(1) 平成29年に「不正行為」を通知した件数の多かった類型の具体例は次のとおりである。

○ 賃金等の不払

「賃金等の不払」とは、技能実習生に対する手当又は報酬の一部又は全部を支払わなかった場合である。

【事例】 技能実習生からの相談を端緒に、縫製業を営む実習実施機関が、技能実習生6名に対し、約2年1月間にわたり、最低賃金を下回る基本給を支払っていたほか、時間外労働に対する賃金を時給300円などに設定していたことが判明し、不払の総額は6名分を合わせて約2,100万円に達した。

○ 偽変造文書等の行使・提供

「偽変造文書等の行使・提供」とは、外国人の研修・技能実習に係る「不正行為」に関する事実を隠蔽する目的で、偽造・変造された文書・図画、虚偽の文書・図画を行使又は提供していた場合である。

【事例】 技能実習生からの相談を端緒に賃金の不払が判明した事案において、縫製業を営む実習実施機関（上記「賃金等の不払」と同一機関）が、技能実習生に対する賃金の不払を隠蔽する目的で、実際に支給した賃金とは異なる金額を記載した虚偽の内容の源泉徴収票を地方入国管理局に提出した。

○ 労働関係法令違反

「労働関係法令違反」とは、技能実習の実施に関して、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があり、技能実習の適正な実施を妨げた場合である（「暴行・脅迫・監禁」、「賃金等の不払」及び「人権を著しく侵害する行為」に該当する行為を除く。）。

【事例】 監理団体からの報告により、溶接業を営む実習実施機関が、技能実習生に対して、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別条項の回数及び限度時間を超える違法な時間外労働を行わせ、最大で1か月165時間の時間外労働を行わせたことが判明した。

○ 不法就労者の雇用等

「不法就労者の雇用等」とは、①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合である。

【事例】 建設業を営む実習実施機関は、技能実習生の他に雇用していた不法残留中の外国人等に違法に就労させていたとして、警察及び地方入国管理局の摘発を受け、出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）により罰金30万円が確定した。

(2) これらのほか、次のような事例がある。

○ **技能実習計画との齟齬**

「技能実習計画との齟齬」とは、地方入国管理局への入国・在留諸申請の際に提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施していなかった場合である。

【事例】 技能実習生が出国確認時に、帰国を強制されている旨訴えたことを端緒に、食品製造業を営む実習実施機関が、工場における「惣菜製造業」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生を、食堂において主に掃除や皿洗い等に從事させていたことが判明した。

○ **名義貸し**

「名義貸し」とは、地方入国管理局への申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させていた場合や当該他の機関において技能実習を実施していた場合であり、名義を貸した機関及び名義を借りた機関の双方がこの不正行為の対象になる。

【事例】 技能実習生からの相談を端緒に、縫製業を営む実習実施機関2機関が、「婦人子供服製造」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生を、一方の実習実施機関のミシン等の設備が不十分であることを理由として、3年以上の間、他方の実習実施機関において作業に従事させていたことが判明した。

○ **暴行・脅迫・監禁**

「暴行・脅迫・監禁」とは、技能実習生に対して暴行、脅迫又は監禁を行っていた場合である。

【事例】 技能実習生からの相談を受けていた支援者からの情報提供を端緒に、建設業を営む実習実施機関の従業員が、技能実習生に対して、「日本語を理解しない」等を理由に叩く、殴る、蹴る等の暴行を恒常的に行っていたことが判明した。

○ **人権を著しく侵害する行為**

「人権を著しく侵害する行為」とは、技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行った場合である。

【事例】 労働局からの通報を端緒に、食品加工業を営む実習実施機関が、タイムカードの打刻を忘れることに対し、1回当たり1,000円の罰金を技能実習生に課しており、総額で10万円以上の罰金を不当に控除していたことが判明した。

外国人技能実習機構の概要と 主な業務について

平成30年6月26日

OTIT 外国人技能実習機構
仙台事務所

目次

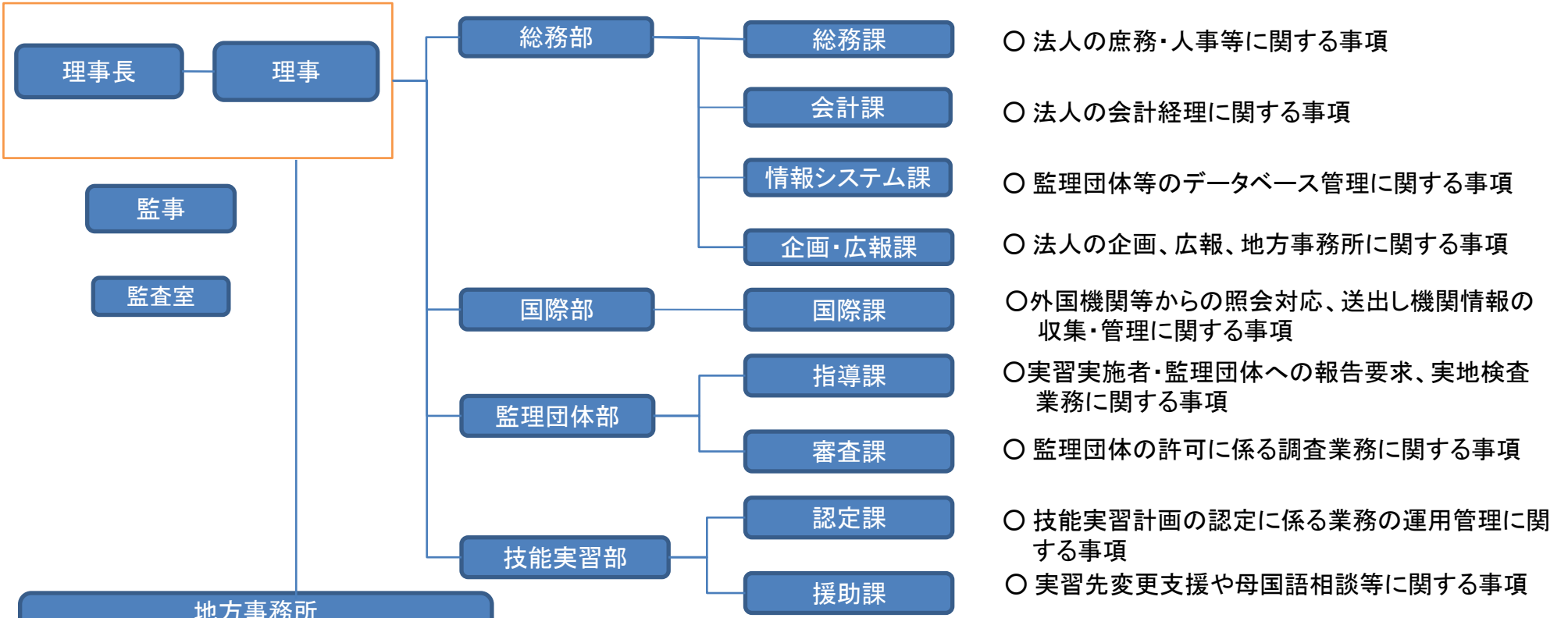
1 . 機構の概要	1
2 . 機構の主な業務	4
3 . 技能実習生の支援・保護	9
4 . 各種統計	14

1. 機構の概要

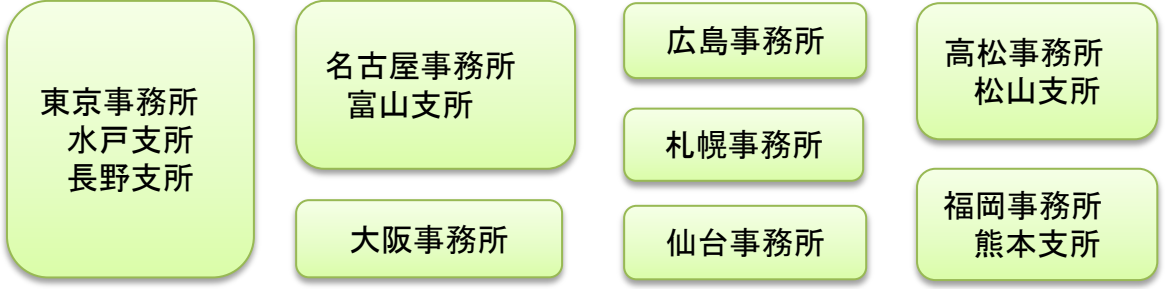
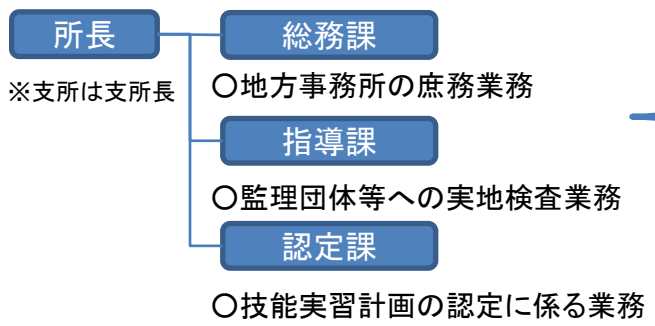
外国人技能実習機構について

- 設置根拠 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
- 法人形態 認可法人(法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可)
- 目的 外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。
- 設立 平成29年1月25日(設立登記日)
- 役職員 理事長 鈴木 芳夫
理 事 達谷窟 庸野
川村 修行
金原 主幸
監 事 江原 由明
藤川 裕紀子(非常勤)
- 予算 交付金 34億5,182万円(平成30年度予算)
- 業務内容 1. 技能実習計画の認定
2. 実習実施者や監理団体への実地検査
3. 実習実施者の届出の受理
4. 監理団体の許可に関する調査
5. 技能実習生に対する相談・援助等
- 本部連絡先等
港南庁舎(総務部・国際部・監理団体部)
〒108-0075 東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8階 Tel. 03-6712-1523(代表)
海岸庁舎(技能実習部)
〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階 Tel. 03-6712-1938(代表)
URL: <http://www.otit.go.jp>

機構の組織・体制について



地方事務所 (13か所(本所8ヶ所、支所5ヶ所))



2. 機構の主な業務

監理団体の許可・技能実習計画の認定

監理団体の許可

監理団体
(事業協同組合等)

監理団体の許可申請



団体の体制等を予備審査

- 許可基準に適合すること
 - ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
 - ・ 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告

主務大臣

監理団体の許可

技能実習計画の認定手続へ

技能実習計画の認定等

実習実施者
+ 監理団体

技能実習計画の作成



実習実施者

技能実習計画の認定申請



計画の内容や受入体制の適正性等を審査

- 認定基準に適合すること
 - ・ 実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
 - ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

外国人技能
実習機構

技能実習計画の認定

実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等



法務大臣（地方入管局）

在留資格認定証明書の交付等

※

※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

実習生の受入れ

監理団体の許可申請手続

1 監理団体の許可

技能実習法に基づき、団体監理型で技能実習生を受け入れる（技能実習生と実習実施者の雇用契約の成立のあっせんを行うことを含む。）ためには、まずは、主務大臣から監理団体の許可を受けることが必要。
監理団体の許可のための事務は、外国人技能実習機構（機構）が行う。

2 監理団体の許可の区分

監理団体の許可には、次の二つの事業区分がある。
どの段階までの技能実習の監理事業を行うのかを確認の上、許可申請を行うことが必要。

区分	監理できる技能実習	許可の有効期間
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年又は5年※
一般監理事業	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号	5年又は7年※

※前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

技能実習計画の認定申請手続

1 技能実習計画の認定

技能実習法に基づき、技能実習生を受け入れるためには、技能実習生ごとに「技能実習計画」を作成し、その技能実習計画が適当である旨、外国人技能実習機構（機構）の認定を受けることが必要。

2 技能実習計画の種類

技能実習の受入れ形態は2種類（企業単独型及び団体監理型）あるほか、その形態ごとの第1号、第2号又は第3号の技能実習の区分に応じて、その都度、申請者（技能実習を行わせようとする方）が計画を作成。

- 団体監理型の場合、監理団体（あらかじめ機構に対して申請の上、監理団体の許可を受ける必要あり）の指導に基づいて計画を作成。
- 機構から技能実習計画の認定を受けた後は、別途、地方入国管理局において技能実習生の入国・在留に係る手続が必要。

外国人技能実習機構が行う実地検査等

技能実習計画の認定、監理団体の許可に関連して、機構の職員が申請内容の事実関係の確認や、技能実習の状況について検査を行うもの。

(許可・認定の審査と共に、技能実習制度の適正な運用の確保のための中心的な役割を果たす業務)

【法附帯決議】

外国人技能実習機構は、実習実施者及び監理団体の実地検査について、適正かつ実効性のある検査が実施できる体制と専門性を確保するとともに、適時、予告をしない検査も含めて行うこと(以下略)

【検査の対象】 法案審議時に一貫して下記内容で答弁しているところ。

監理団体(約2,000団体)に対して年に1回程度、実習実施者(約39,000)に対して3年に1回程度

【実施時期】 法施行日(平成29年11月1日)より順次実施。

3. 技能実習生の支援・保護

技能実習生の支援・保護（1）

1. 技能実習生への相談対応

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話、メール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応を実施（平日 9：00～17：00）。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、申告・相談が可。電話料金はフリーダイヤルで無料。

対応言語	対応日時	電話番号 ※時間外は留守番電話で受付	母国語相談サイトURL
ベトナム語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-168	http://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月、水、金 11:00～19:00	0120-250-169	http://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火、木 11:00～19:00	0120-250-192	http://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火、土 11:00～19:00	0120-250-197	http://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火、土 11:00～19:00	0120-250-147	http://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木、土 11:00～19:00	0120-250-198	http://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	火 11:00～19:00	0120-250-366	http://www.support.otit.go.jp/soudan/cam/
ミャンマー語	金 11:00～19:00	0120-250-302	http://www.support.otit.go.jp/soudan/mya/

技能実習生の支援・保護（2）

2. 技能実習法第49条第1項の申告について

実習生が母国語で法務大臣と厚生労働大臣に対して申告を行うことを支援。

- ・申告とは、技能実習生自らが、実習実施者又は監理団体等の技能実習法令の違反行為について、法務大臣又は厚生労働大臣に申告することをいう。
- ・実習実施者及び監理団体等は申告したことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないとされている。

3. 実習生の実習先変更支援（実習継続困難時）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（参考）技能実習法第51条第1項

実習実施者や監理団体には、技能実習法第51条第1項において「技能実習実施困難時届出（様式第18号）」や「事業廃止届出書・事業休止届出書（様式第19号）」等を提出しようとする際、監理団体等が他の監理団体等との連絡調整その他必要な措置を講じるなど、実習生に対して円滑な実習先変更の支援を図ることが義務付けられている。

技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報の受付及び提供を行う「[監理団体向け実習先変更支援サイト](https://www.support.otit.go.jp/kanri/)」（<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>）を開設。

4. 実習生の実習先変更支援（3号移行時）

第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった実習生は、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができる。

こうした実習生を支援するため、機構は、3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を提供する「実習生向け実習先変更支援サイト」（<https://www.support.otit.go.jp/jisshu/>）を開設。

5. 実習生への一時宿泊先の提供

実習生が監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない、又は宿泊することが相当でない場合には、機構として、当該実習生に対し、一時宿泊先の提供等の支援を行う。

支援の流れ

○実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談

- ・ 事情等の聴取、確認
- ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



○一時宿泊先の提供

- ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結。
- ・ 機構は相談を受けた実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



○一時宿泊施設における支援

- ・ 実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在。
- ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける。（費用は機構が負担）

6. 実習生への技能検定等の受検手続支援

機構では、実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

7. 技能実習生手帳の配布

○作成部数 約30万部

○作成言語 9か国語（ベトナム語、中国語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、モンゴル語、ミャンマー語、カンボジア語、英語）

○配布対象

- ①平成29年11月1日以降に新規に入国する技能実習生
- ②平成29年11月1日以降に技能実習第2号又は第3号に係る技能実習計画の認定を受け、引き続き在留が予定されている場合
- ③上記以外で配布希望がある場合

：地方入国管理局で配布

：本部、地方事務所・支所から監理団体に送付し、監理団体等を通じて配布

4. 各種統計

新たな技能実習制度における件数（1）（東北地区ブロック）

1 監理団体許可件数（平成30年5月31日現在）

	一般監理事業	特定監理事業	合計
青森県	9 件 (うち介護職種 1 件)	14 件 (うち介護職種 4 件)	23 件 (うち介護職種 5 件)
岩手県	8 件 (うち介護職種 1 件)	10 件 (うち介護職種 4 件)	18 件 (うち介護職種 5 件)
宮城県	9 件 (うち介護職種 1 件)	8 件 (うち介護職種 1 件)	17 件 (うち介護職種 1 件)
秋田県	6 件 (うち介護職種 1 件)	6 件 (うち介護職種 1 件)	12 件 (うち介護職種 1 件)
山形県	8 件 (うち介護職種 1 件)	10 件 (うち介護職種 1 件)	18 件 (うち介護職種 1 件)
福島県	6 件 (うち介護職種 1 件)	14 件 (うち介護職種 1 件)	20 件 (うち介護職種 2 件)

新たな技能実習制度における件数（2）（東北地区ブロック）

2 技能実習計画認定件数（平成30年5月18日現在）

	企業単独型	団体監理型
1号	36 件 (うち介護 件)	2,236 件 (うち介護 件)
2号	13 件	3,330 件
3号	1 件	122 件

新たな技能実習制度における件数（3）

3. 相談件数（平成30年4月30日現在）

母国語相談件数	778件	（電話595件、メール175件、手紙8件）
うちベトナム語	528件	（電話401件、メール121件、手紙6件）
中国語	155件	（電話131件、メール22件、手紙2件）
インドネシア語	25件	（電話18件、メール7件）
英語	6件	（電話4件、メール2件）
フィリピン語	31件	（電話23件、メール8件）
タイ語	21件	（電話6件、メール15件）
カンボジア語	10件	（電話10件）
ミャンマー語	1件	（電話1件）
その他	1件	（電話1件）

【主な相談内容】

- 賃金に関すること（「残業代が支払われない」「給与から控除される費用が適切か」等）
- 労働時間に関すること（「勤務時間が約束と違う」「残業時間が算定されない」等）
- 職種に関すること（「当初聞いていた作業と異なる」「単純作業しかさせてもらえない」等）
- 3号移行に関すること（「具体的な手続きをどうすればよいか」等）
- 監理団体の許可に関すること
（「監理団体の許可がまだおりず、待機（又は一旦帰国）を余儀なくされ、不安だ」等）

新たな技能実習制度における件数（4）

4. 申告・援助・支援件数（平成30年5月10日現在）

申告件数	0件
宿泊援助件数	4件
実習先変更支援件数	31件

【主な実習先変更理由】

- 実習実施者と技能実習生との間の諸問題
- 実習実施者の倒産・経営悪化

5. 受検支援件数（平成30年5月10日現在）

受検支援	21,269件
------	---------

農業者の皆様へ

外国人技能実習制度が 変わりました

～特に押さえておくべきポイントとは～



I 外国人技能実習法の施行に伴い、制度が変わりました！

技能実習の流れ

外国人を受け入れる前の準備

技能実習生の受け入れ申込み

技能実習の開始



技能評価試験の受検



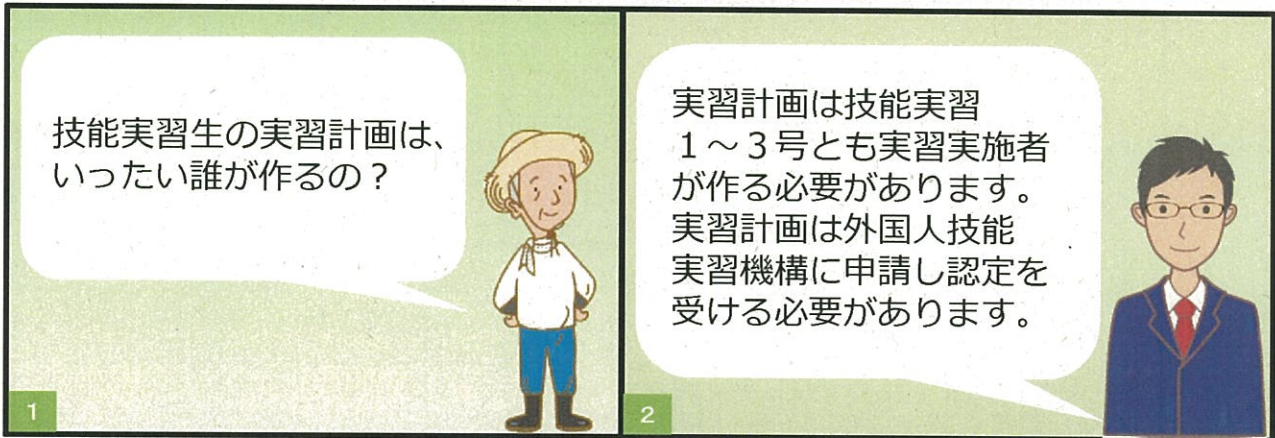
帰国



新制度のポイント

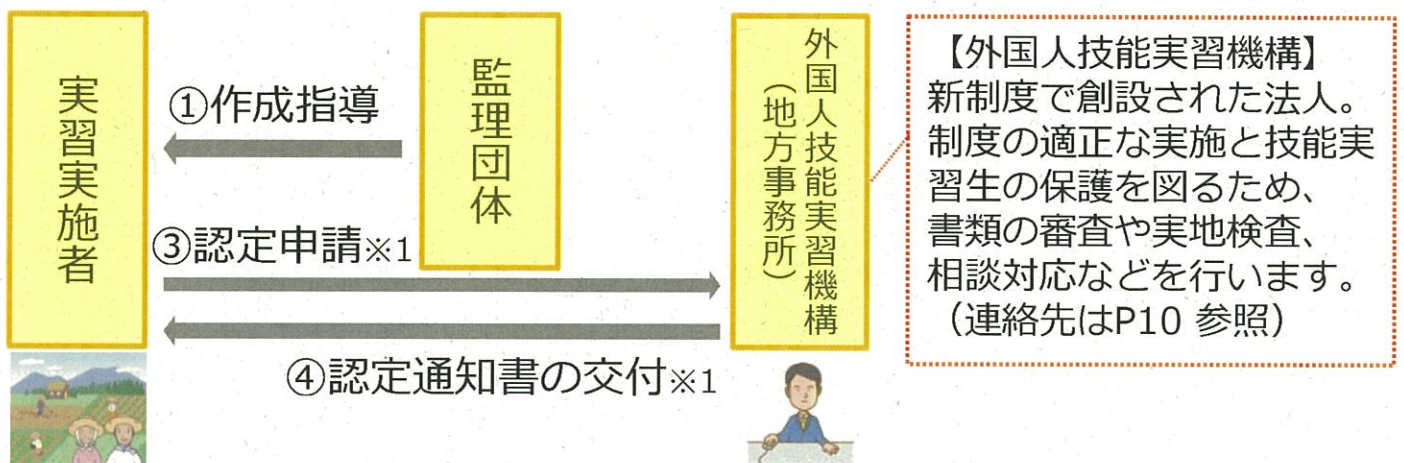
- 1 技能実習計画の作成・認定が必要となりました。→P2
- 2 技能実習責任者を配置する必要があります。→P3
- 3 技能実習生の宿舍の基準が決まりました。→P4
- 4 許可を受けた監理団体から技能実習生を受入れます。→P5
- 5 優良な実習実施者・監理団体は、実習期間と受入人数枠が拡大されました。→P6
- 6 技能実習の開始後、届出が必要となりました。→P7
- 7 技能実習生に対する、人権侵害行為等に罰則が設けられました。→P7
- 8 技能実習生は評価試験を受検する必要があります。→P8

1 実習実施者は技能実習計画を作成し、認定を受ける必要があります。



- (1)新制度においては、監理団体の指導の下、実習実施者が実習計画を作成します。
- (2)新制度においては、移行対象職種・作業のうち、互いに関連した職種・作業であれば複数の職種の作業を組み合わせた実習が可能となりました。
- (3)実習開始予定日に間に合うよう、1号であれば実習開始の4ヶ月前、2号・3号であれば実習開始の3ヶ月前までに申請する必要があります。(なお、申請は監理団体に委任し、監理団体が行うことも可能です。)

②作成



※1 監理団体に認定申請を委任した場合、③、④はいずれも監理団体を経由することになります。実習計画の認定後、監理団体は出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格認定証明書交付申請（地方入国管理局の標準審査期間2週間）を行い、その後、技能実習生は入国することになります。

2 技能実習責任者を配置する必要があります。



要件

- (1)実習実施者又はその常勤の役員若しくは常勤の職員であること※1
- (2)技能実習指導員、生活指導員など、実習に関与する職員を監督する立場にあること※2
- (3)過去3年以内に技能実習責任者を対象とした養成講習を修了していること※3

仕事の内容

技能実習に関与する職員の監督、技能実習の進捗状況の管理のほか、以下の事項の統括管理を行います。

- (1)技能実習計画の作成
- (2)技能実習生の技能等の評価
- (3)外国人技能実習機構又は監理団体に対する届出、報告、通知等の手続き
- (4)帳簿書類の作成及び保管、実習実施状況報告書の作成
- (5)監理団体との連絡調整 など

- ※1 実習責任者は指導員等を監督する立場にあることから、新人職員を名ばかりの実習責任者に選任することはできません。
- ※2 実習責任者は技能実習指導員及び生活指導員と兼務することも可能です。
- ※3 経過措置期間（2020年3月31日まで）は受講しなくとも技能実習責任者になれますが、経過措置期間が終了するまでの間にこの講習を受講しましょう。

3 技能実習生が居住する適切な宿泊施設の基準が決まりました。



住居の要件

- (1) 宿舎は火災による危険のある場所、衛生上有害な作業現場、被災の恐れがある場所などの付近を避けること
- (2) 寝室が2階以上にある場合は、簡単に屋外に通じる階段を2カ所以上設けること
- (3) 十分な消火設備を設置していること
- (4) 寝室は一人一人の十分なスペースを確保し、日当たりが良く、採暖の設備を設けること
- (5) 就眠時間が違う2組以上の実習生がいる場合、寝室を別にする
- (6) 食堂又は炊事場は衛生環境を整備し、病害虫を防ぐこと
- (7) トイレ、洗面所、洗濯場、浴場を設置し、清潔にすること
- (8) 宿泊施設が労働基準法に基づく「事業の附属寄宿舍」に該当する場合は、所定の届出等を行っていること

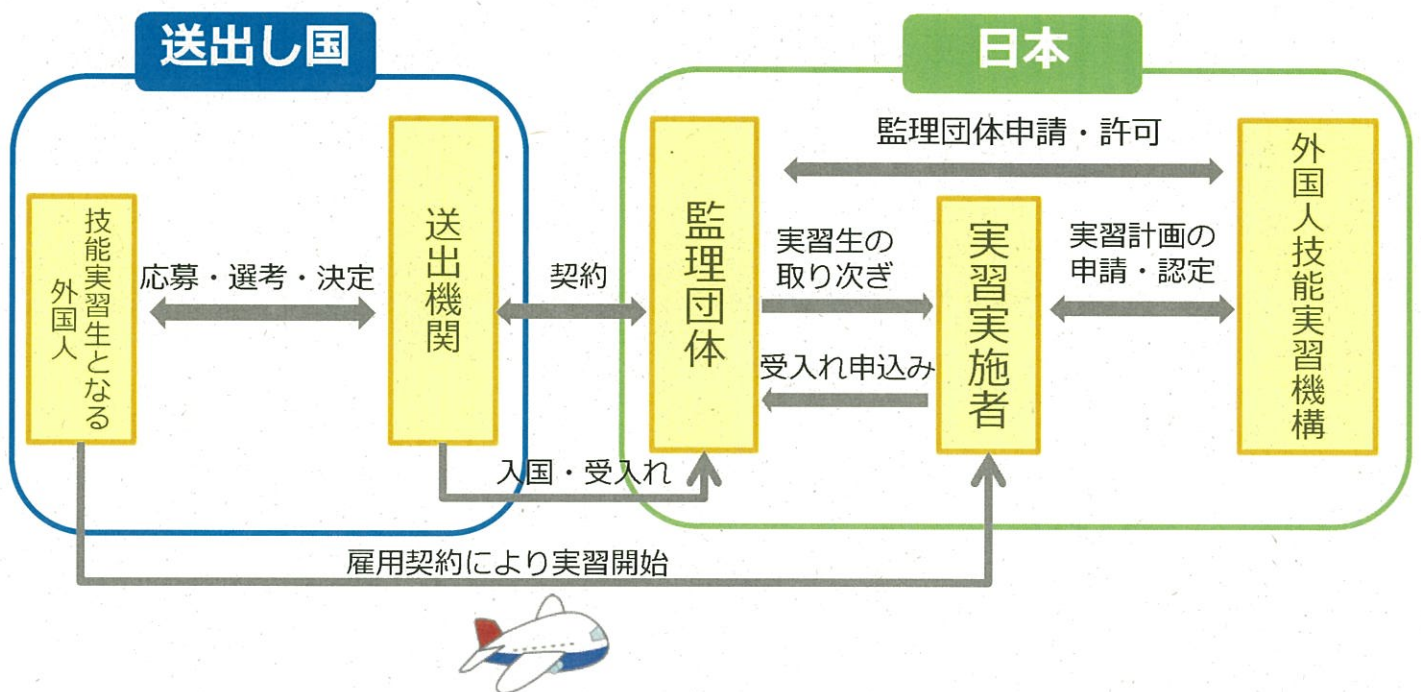
※ 旧制度から技能実習生を受け入れている宿泊施設については、その広さや設備等が上記の基準を満たさない場合であっても、別途代替措置などを講ずることにより適切な住居と認められる場合があります。事前に技能実習機構にご相談下さい。

4 許可を受けた監理団体から技能実習生を受け入れる必要があります。



監理団体には、

- ・ 技能実習 1号（1年目） / 2号（2年目・3年目）のみ受入れができる団体
- ・ 3号（4年目・5年目）も含めて受入れができる団体がありますので、事前にご確認ください。



5 優良な実習実施者・監理団体は実習期間と受入人数枠が拡大されました。



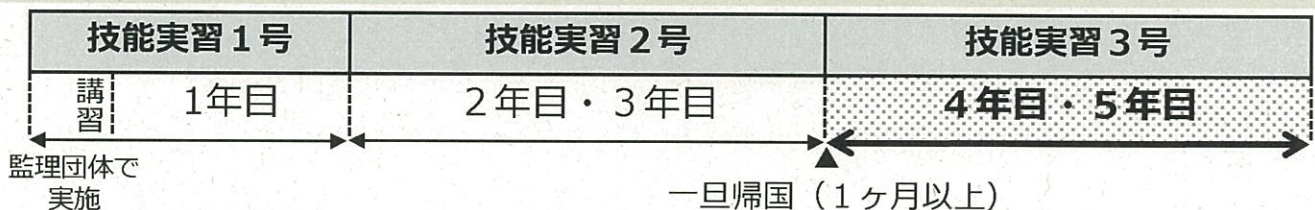
優良な実習実施者の要件

以下の要件について、ポイント制（120点満点）で72点以上であれば、優良な実習実施者とみなされます。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1)技能等の修得等に係る実績（70点） | (2)技能実習を行わせる体制（10点） |
| (3)技能実習生の待遇（10点） | (4)法令違反・問題の発生状況（5点※） |
| (5)相談・支援体制（15点） | (6)地域社会との共生（10点） |
- （※ 違反は大幅減点）

実習期間の拡大

- (1)最大5年間（技能実習3号）の技能実習が可能となりました。
 (2)技能実習生は技能実習3号に移行する場合、2号修了後1ヶ月以上、一旦帰国する必要があります。



受入人数枠の拡大

例えば、実習実施者の常勤の職員数が30人以下である場合、右の表の技能実習生を受け入れることができます。

※1 常勤の職員数が31人以上の場合、人数枠は変わります。
 ※2 受け入れられる人数制限が、1～3号それぞれで設けられています。次の人数を超えてはなりません。

- 1号：常勤職員数 2号：常勤職員数の2倍
 3号：常勤職員数の3倍

（例）実習実施者の常勤の職員数が30人以下である場合の人数枠

	通常の場合	優良の場合
技能実習1号	3人	6人
技能実習2号	6人	12人
技能実習3号	—	18人
合計	9人	36人

6 技能実習の開始後、技能実習機構に届出が必要となりました。



- (1) 実習を開始したらすぐに技能実習機構へ届出をして下さい。
- (2) 実習期間中、技能実習生に従事させた業務などを記載した帳簿書類を作成する必要があります。
- (3) 監理団体の指導を受けて、実習実施状況に関する報告書を作成し、毎年1回、技能実習機構に提出する必要があります。

7 技能実習生に対し、人権侵害行為等を行った場合、罰則が設けられました。



技能実習生への人権侵害行為などを行った場合、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金などの罰則があります。

8 技能実習生は技能評価試験を受検する必要があります。



- (1) 1号修了時においては、実技試験と学科試験の受検が必須です。
2号・3号修了時においては、実技試験の受検が必須ですが、学科試験についても受検することが勧奨されます。
- (2) 2号・3号の技能実習に移行するためには、それぞれ前段階の技能実習において目標とした試験に合格している必要があります。
- (3) 農業職種の技能評価試験の日程は全国農業会議所のホームページ（下記URL）で確認できます。

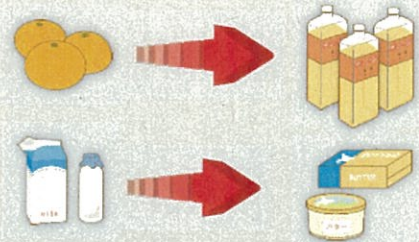
<https://www.nca.or.jp/support/farmers/examination/schedule.html>

Ⅱ 技能実習制度でできるようになったこと。

1. 技能実習生は農作業以外に農畜産物を使用した加工の作業の実習を行うことができるようになりました。

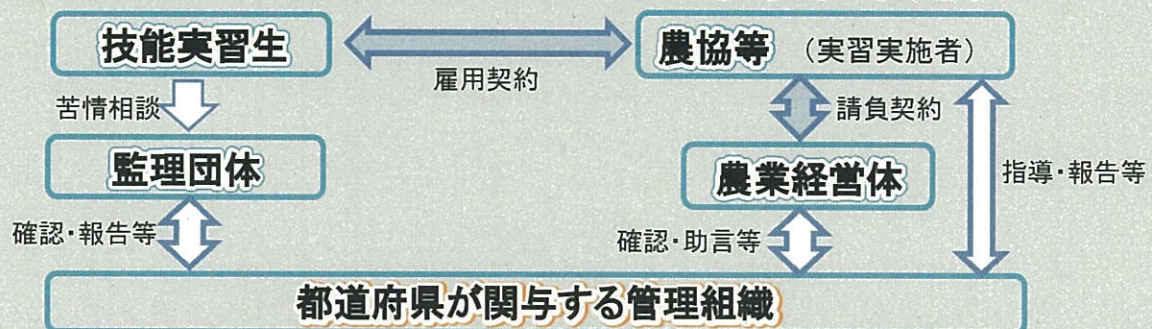
例えば・・・

- ・ 果物を材料としたジュース、ジャム等の製造
- ・ 牛乳を原料としたチーズ等の製造



！ 加工作業への従事は実習時間全体の2分の1以下に限られます。

2. 農協が実習実施者となって、通年で技能実習生を受け入れることができるようになりました。



- ！ 請負契約において、農業者の方が実習生に指示を行うことはできません。
- ！ 都道府県の関与による一定の管理体制が必要です。

お問い合わせ

「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

- 外国人技能実習機構 TEL : 03-6712-1523 (代)
- 監理団体部 (監理団体の許可に関すること) TEL : 03-6712-1923
- 地方事務所・支所 (技能実習計画の認定に関すること)
※【 】内は担当区域
- 札幌事務所【北海道】 TEL : 011-596-6470
- 仙台事務所【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】 TEL : 022-399-6326
- 東京事務所【栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県】 TEL : 03-6433-9211
- 水戸支所 (東京事務所)【茨城県】 TEL : 029-350-8852
- 長野支所 (東京事務所)【新潟県、長野県】 TEL : 026-217-3556
- 名古屋事務所【岐阜県、静岡県、愛知県、三重県】 TEL : 052-684-8402
- 富山支所 (名古屋事務所)【富山県、石川県、福井県】 TEL : 076-471-8564
- 大阪事務所【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】 TEL : 06-6210-3351
- 広島事務所【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県】 TEL : 082-207-3123
- 高松事務所【徳島県、香川県】 TEL : 087-802-5850
- 松山支所 (高松事務所)【愛媛県、高知県】 TEL : 089-909-4110
- 福岡事務所【福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県】 TEL : 092-710-4070
- 熊本支所 (福岡事務所)【熊本県、宮崎県、鹿児島県】 TEL : 096-223-5372

農業分野における「外国人技能実習制度」に関するお問い合わせは

- 一般社団法人 全国農業会議所 TEL : 03-6910-1124 (代)

その他具体的な内容やご相談等については、下記までお問い合わせください。

- 北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課 TEL : 011-330-8809
 - 東北農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 022-221-6217
 - 関東農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 048-740-0394
 - 北陸農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 076-232-4238
 - 東海農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 052-223-4620
 - 近畿農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 075-414-9055
 - 中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 086-224-8842
 - 九州農政局経営・事業支援部経営支援課 TEL : 096-300-6375
 - 内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 TEL : 098-866-1628
-
- 農林水産省経営局就農・女性課 TEL : 03-6744-2162

東北地域における人材確保・定着支援の取組

- 人口減少、少子高齢化という構造的課題により深刻化する人材不足は、中小企業・小規模事業者の経営上の大きな不安要素。
- 企業の魅力向上、人材の確保・定着による企業の経営力向上が重要。

人口減少
少子高齢化

東京一極集中
の加速化

地域の人手不足が顕著

→中小企業・小規模事業者の
経営上の大きな不安要素となる

- ◆ 人材不足は全業種にわたり深刻化。人口構造的に恒常化する問題。
- ◆ 中小企業は大企業よりも離職率が高く、離職が人手不足につながっている側面もある。
- ◆ 新卒は大企業志向。一方、復職女性、高齢者等は中小企業を選択する傾向にあり潜在労働力が多数。外国人も増加傾向。

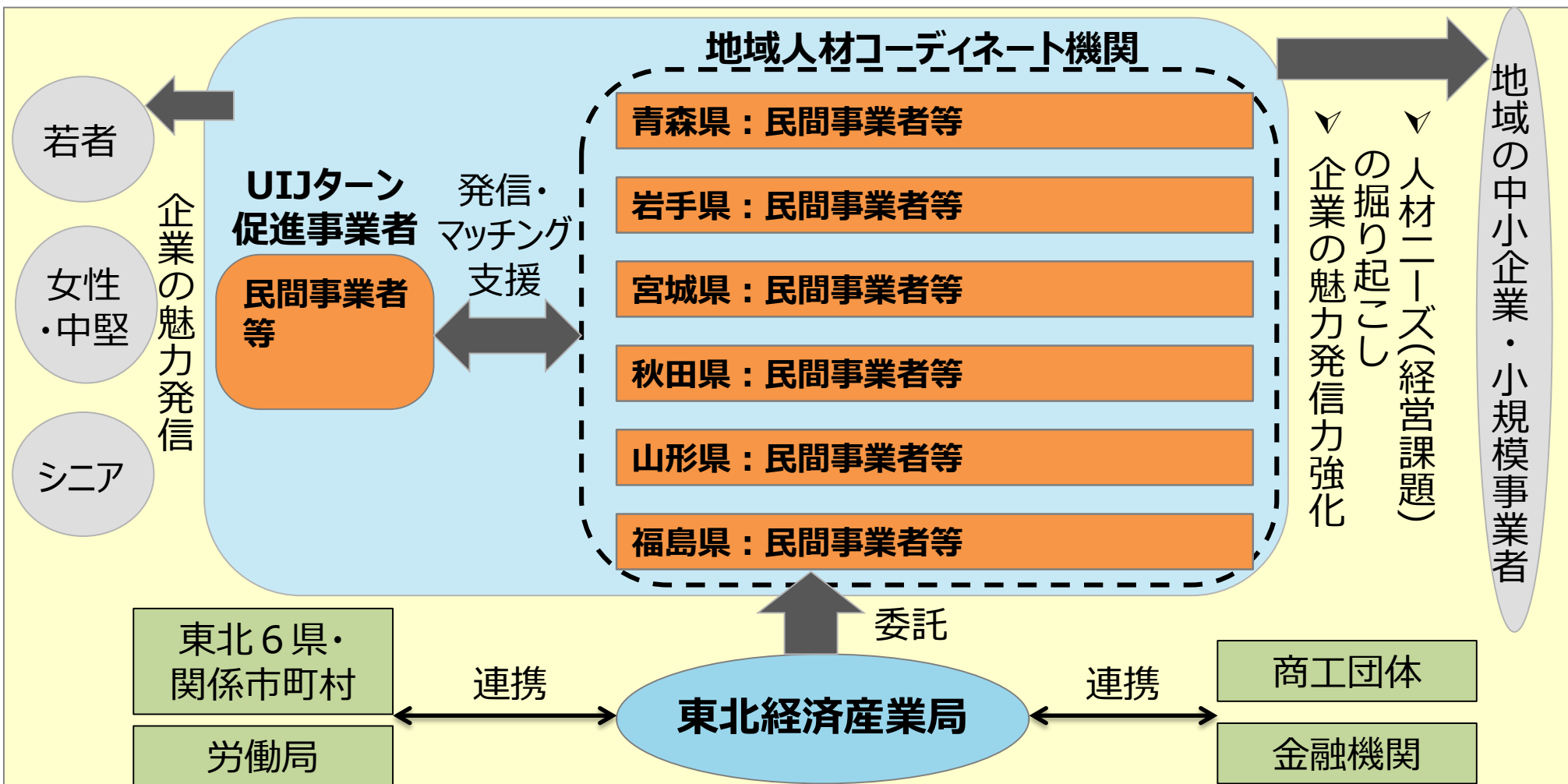
人材確保・定着等支援

- 企業の魅力・発信力向上支援
- 地域企業と人材のマッチング支援
 - UIターン促進支援
 - 女性、高齢者、外国人等の多様な人材の活用促進支援
- 地方自治体、金融機関、商工団体、労働局等との連携促進

企業の経営力向上
による地域経済活性化

東北経済産業局における人材確保・定着等支援事業【一般】

- 東北地域における人材確保・定着支援のため、以下の事業を実施。
 - 地域人材コーディネート機関による人材力向上、魅力発信のハンズオン支援
 - UIターン促進事業者による首都圏の多様な人材の母集団形成、マッチング支援
 - 上記について、地方自治体、金融機関、商工団体、労働局等との連携促進



建設分野における技能実習の実態について

1. 建設分野における外国人材の受け入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は、平成23年度から4倍以上に増加（1.3万人→5.5万人）
- 在留資格別では技能実習生が最も多く（H29.10時点：3.7万人）、近年増加傾向。

＞建設分野に携わる外国人数

（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H23→H29 増加率
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	86.3%
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	330.3%
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	438.8%
外国人建設就労者	-	-	-	-	401	1,480	2,738	-
専門的・技術的分野 の在留資格	1,122	1,268	1,434	1,785	2,324	3,238	4,415	293.5%
資格外活動	193	93	95	123	113	279	381	97.4%
身分に基づく在留資格	4,423	4,438	5,305	6,322	7,434	9,107	11,790	166.6%
不明	4	0	0	0	1	1	5	-

※外国人建設就労者は年度末時点(平成29年度は1月末現在)、その他は10月末時点の人数。
出典：外国人建設就労者は国交省調べ、その他は外国人雇用届出状況(厚生労働省)

2. 技能実習生の受入れに係る実態把握調査

外国人建設就労者受入事業に係る受入状況実態把握調査

- ・調査対象：外国人建設就労者を受入れている特定監理団体（118団体）、受入建設企業（722社）
- ・調査項目：外国人建設就労者及び技能実習生に関する賃金形態、求める能力、勤務状況、ニーズ等
- ・調査期間：平成30年1月12日～平成30年2月2日
- ・実施方法：平成29年度国土交通省委託事業（受託者：三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株））として、外国人建設就労者の受入実態と併せて技能実習生に係る調査を実施
特定監理団体102団体、受入建設企業440社から回答を得た（回答率はそれぞれ87.2%、57.3%）

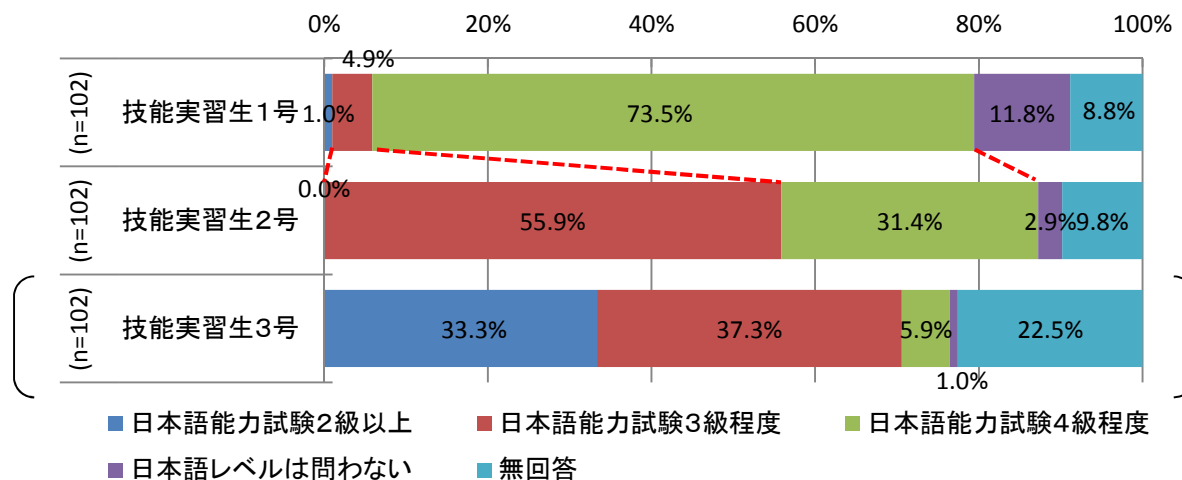
調査事項

- 技能実習生に関する事項
 - ①技能実習生に求める能力要件（日本語）
 - ②技能実習生に求める能力要件（技能）
 - ③技能実習生に対する講習の実施状況
 - ④技能実習生（3年目）の賃金形態
 - ⑤技能実習生の勤務状況
 - ⑥下請け工事の建設現場への入場に関する拒否状況
 - ⑦技能実習生の受入における工夫点
 - ⑧外国人技能実習制度の活用に係る課題
 - ⑨技能実習生の受入ニーズに関する今後の見通し

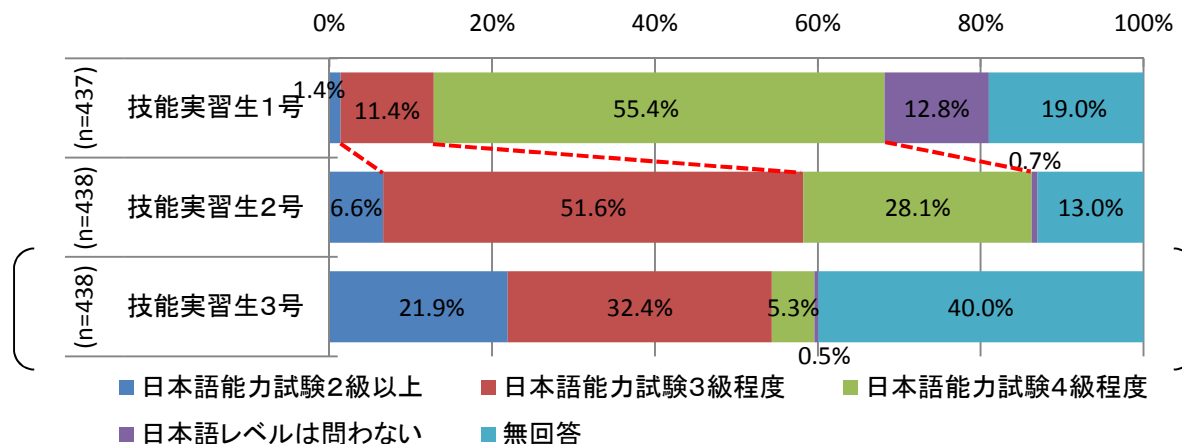
技能実習生に求める能力要件(日本語)

- 技能実習生の受入にあたって、特定監理団体および受入建設企業はいずれも滞在期間の長さに応じて求める日本語レベルが高くなる傾向にある。
- 技能実習生1号については日本語能力試験4級程度、2号については日本語能力試験3級程度を求める傾向にある。

技能実習生に求める日本語レベル(特定監理団体)



技能実習生に求める日本語レベル(受入建設企業)

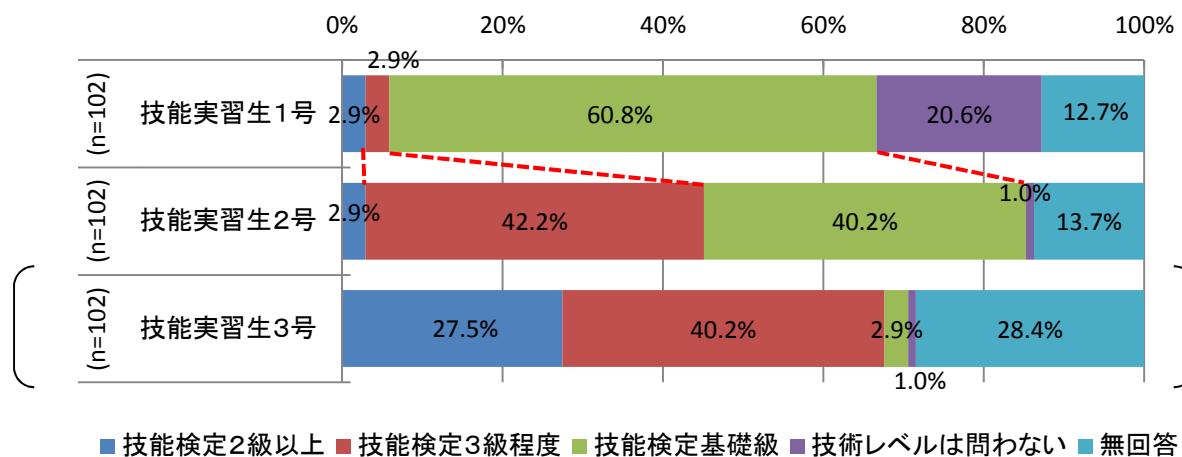


注釈)n値は当該設問を回答したサンプル数である。以下同様である。

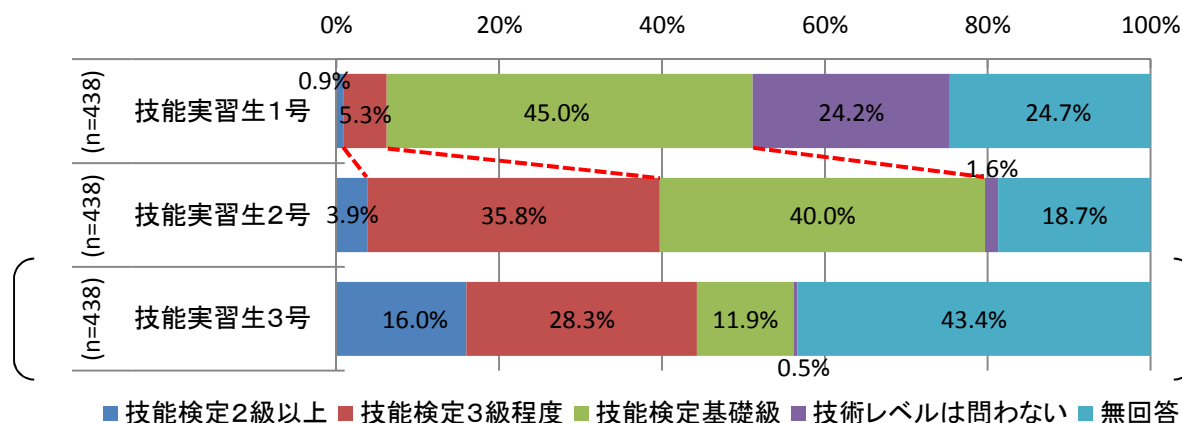
技能実習生に求める能力要件(技能)

- 技能実習生の受入にあつて、特定監理団体および受入建設企業はいずれも滞在期間の長さに応じて求める技能レベルが高くなる傾向にある。
- 技能実習生1号については技能検定基礎級、2号については技能検定基礎級または3級程度を求める傾向にある。

技能実習生に求める技能レベル(特定監理団体)



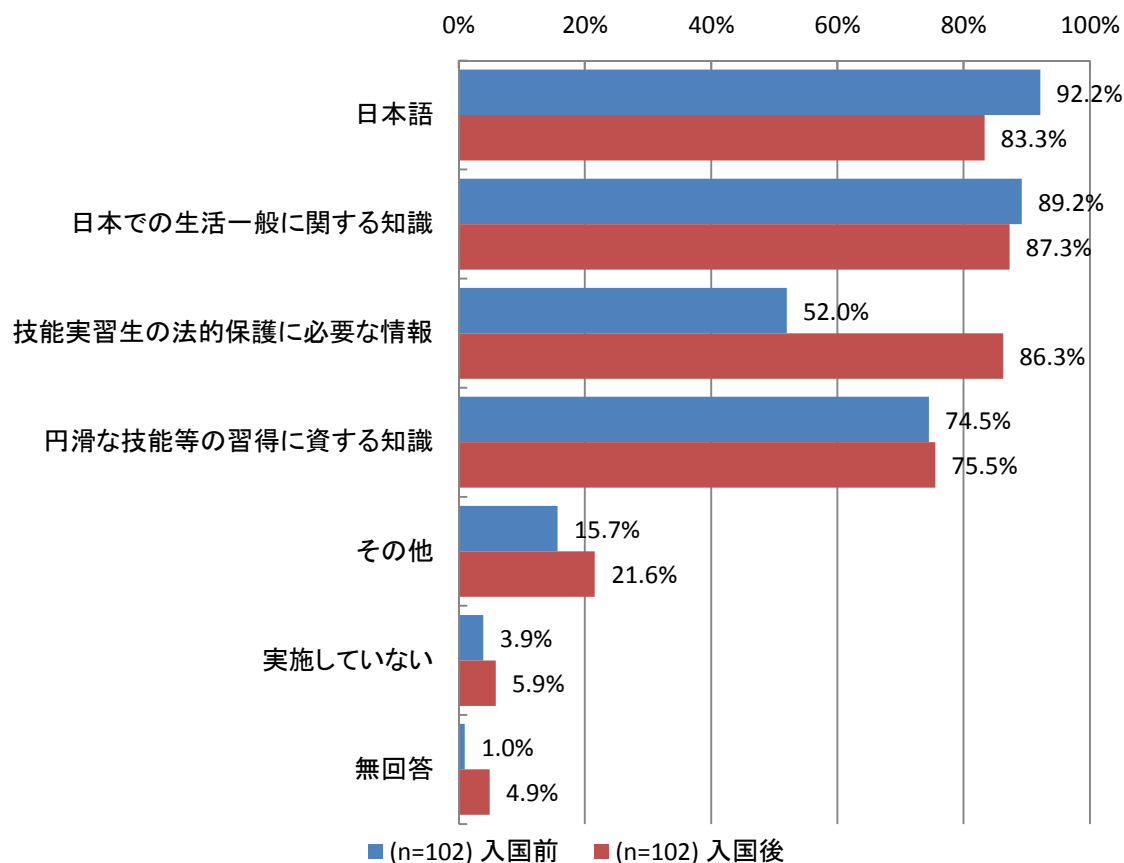
技能実習生に求める技能レベル(受入建設企業)



技能実習生に対する講習の実施状況

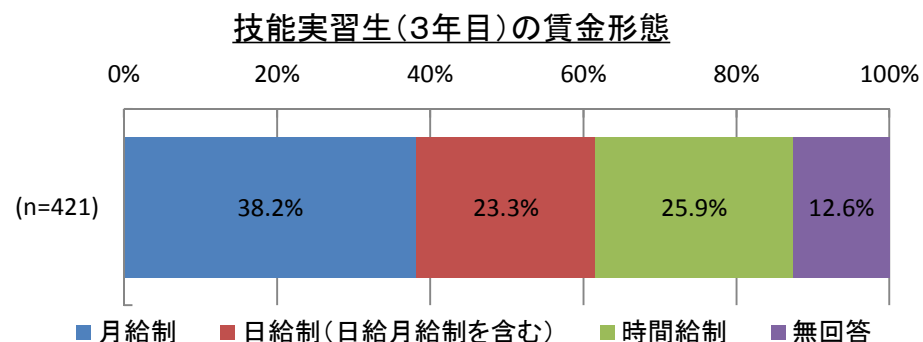
- 特定監理団体は技能実習生の入国前後のいずれにおいても、「日本語」、「日本での生活一般に関する知識」、「円滑な技能等の習得に資する知識」に関する講習を実施する割合が高い。
- 一方、「技能実習生の法的保護に必要な情報」に関する講習を入国後に行う団体が多くなっている。

技能実習生に対する入国前後の講習実施状況



技能実習生(3年目)の賃金形態(平成29年10月時点)

- 技能実習生(3年目)の賃金形態についてみると、月給制が38.2%と最も多くなっている。
- 技能実習生(3年目)の所定内賃金合計はいずれの賃金形態においても20万円未満が多い。



技能実習生(3年目)の所定内賃金合計

		20万円未満	20万円以上	無回答
月給制の事業所	n	93	3	65
	%	57.8%	1.9%	40.4%
日給制の事業所	n	39	14	45
	%	39.8%	14.3%	45.9%
時給制の事業所	n	55	6	48
	%	50.5%	5.5%	44.0%

	平均	最高
月給制の事業所	161,532円	274,202円
日給制の事業所	184,289円	288,000円
時給制の事業所	163,731円	280,300円

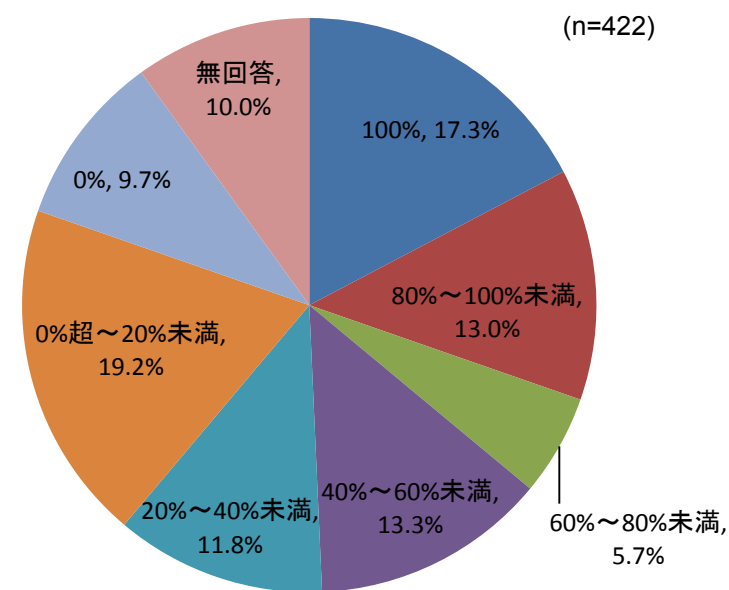
技能実習生の勤務状況 (平成29年10月時点)

- 技能実習生(3年目)の所定労働時間は平均8時間であり、所定労日数は平均23日である。
- 技能実習生(3年目)の1人当たり月間残業時間についてみると、「0時間超～10時間未満」が3割と最も多くなっている。
- 技能実習生の年次有給休暇取得率について、「100%」が17.3%と最も多くなっている。一方、「0%」が約1割を占めている。

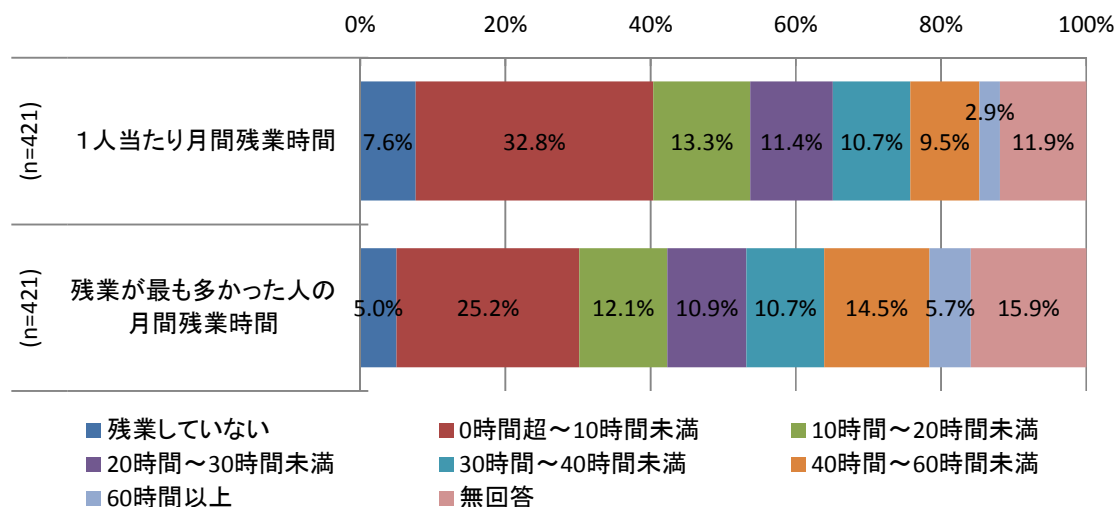
技能実習生(3年目)の所定労働時間および所定労働日数

	平均	最低	最高
所定労働時間 (n=375)	7.5時間	6.0時間	8.0時間
所定労働日数 (n=341)	22.9日	19.5日	27.0日

技能実習生の年次有給休暇取得率



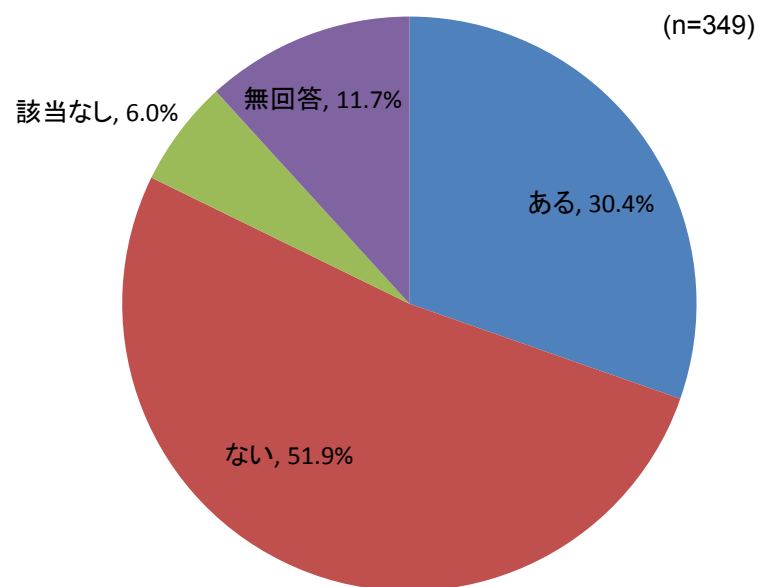
技能実習生(3年目)の月間残業時間



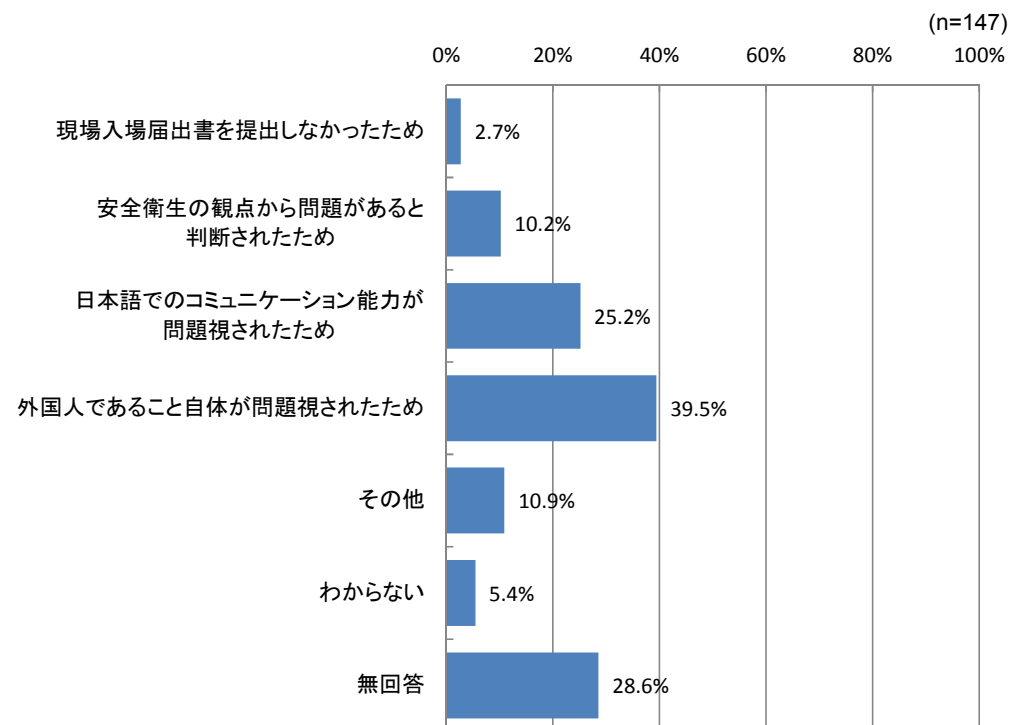
下請け工事の建設現場への入場に関する拒否状況

- 下請け工事の建設現場への入場にあたって、技能実習生の入場が元請企業に拒否されたことがあると回答した受入建設企業が全体の3割を占めている。
- 拒否された理由としては、「外国人であること自体が問題視されたため」が39.5%と最も多くなっている。次いで「日本語でのコミュニケーション能力が問題視されたため」(25.2%)、「安全衛生の観点から問題があると判断されたため」(10.2%)となっている。

技能実習生の現場入場に関する拒否状況



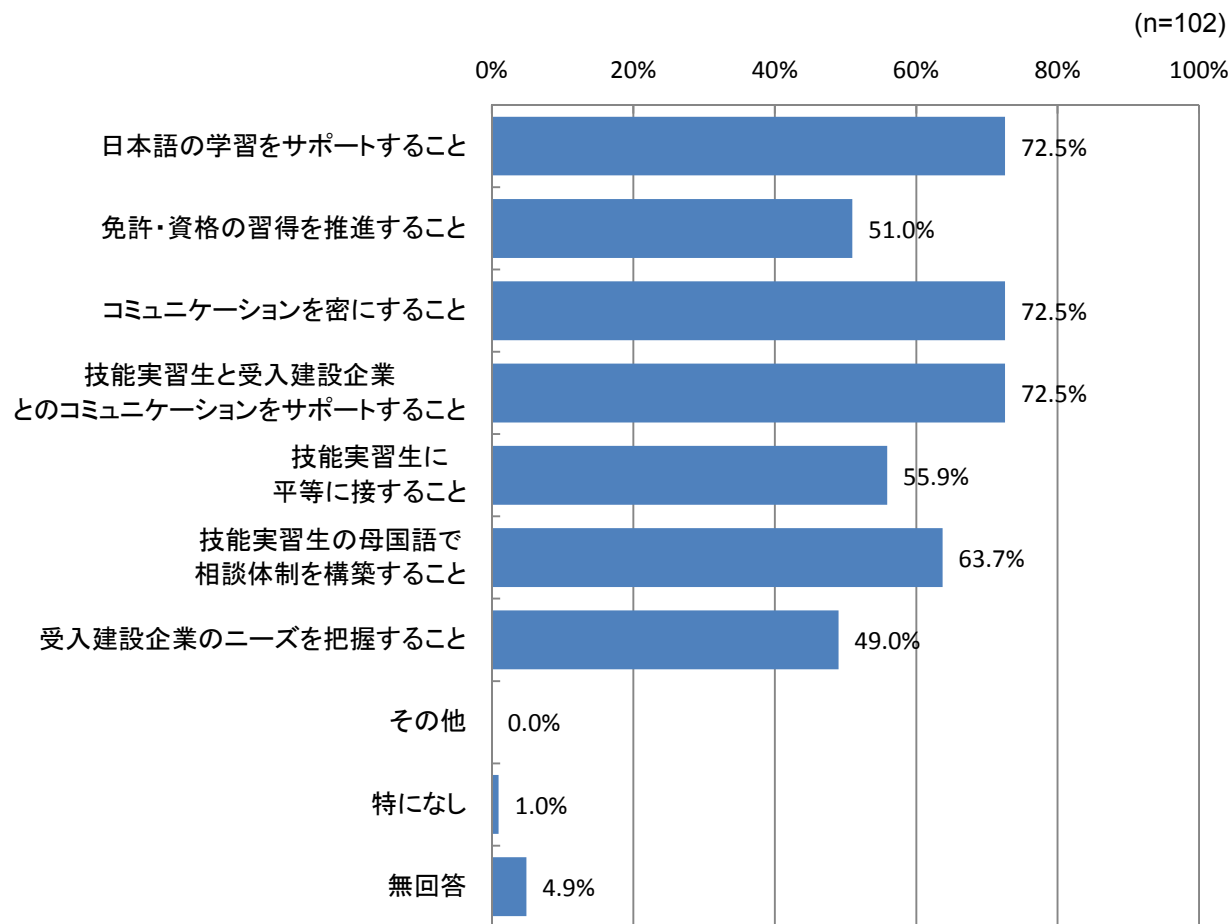
拒否された理由



技能実習生の受入れにおける工夫点

○技能実習生の受入に係る工夫点として、「日本語の学習をサポートすること」、「コミュニケーションを密にすること」や「技能実習生と受入建設企業とのコミュニケーションをサポートすること」を挙げた特定監理団体がいずれも72.5%を占めている。

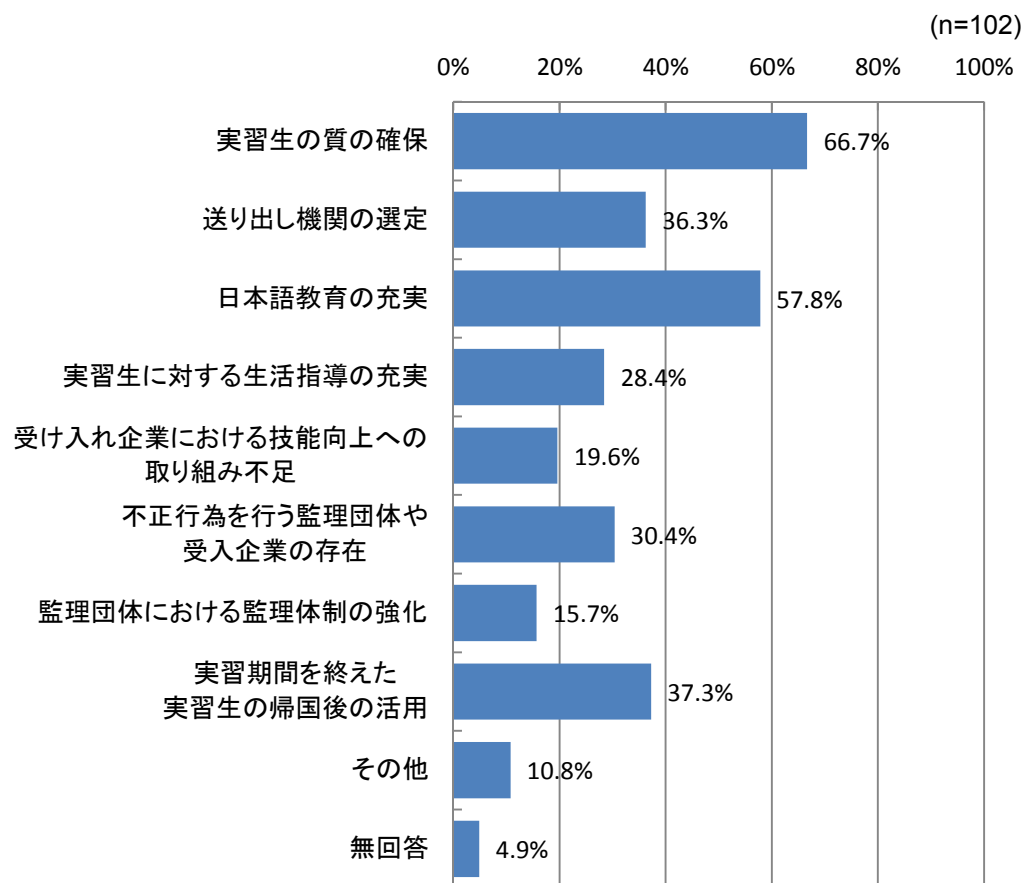
技能実習生の受入における工夫点



外国人技能実習制度の活用に係る課題

○外国人技能実習制度の活用に係る課題についてみると、「実習生の質の確保」(66.7%)、「日本語教育の充実」(57.8%)、「実習期間を終えた実習生の帰国後の活用」(37.3%)が上位3位を占めている。

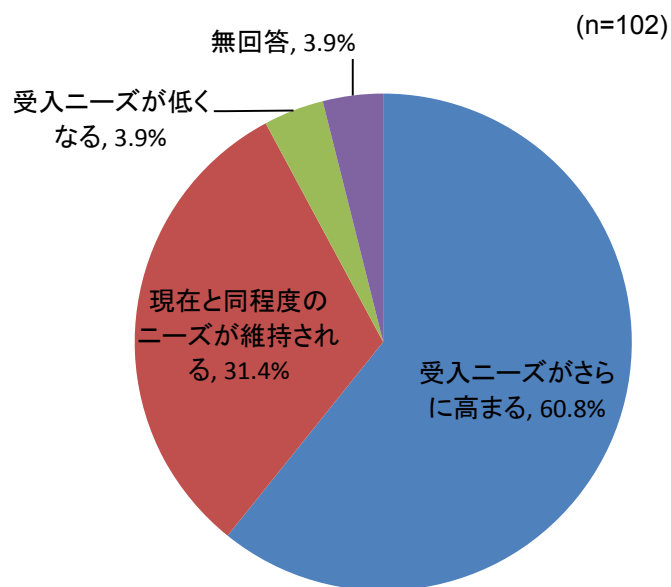
外国人技能実習制度の活用に係る課題



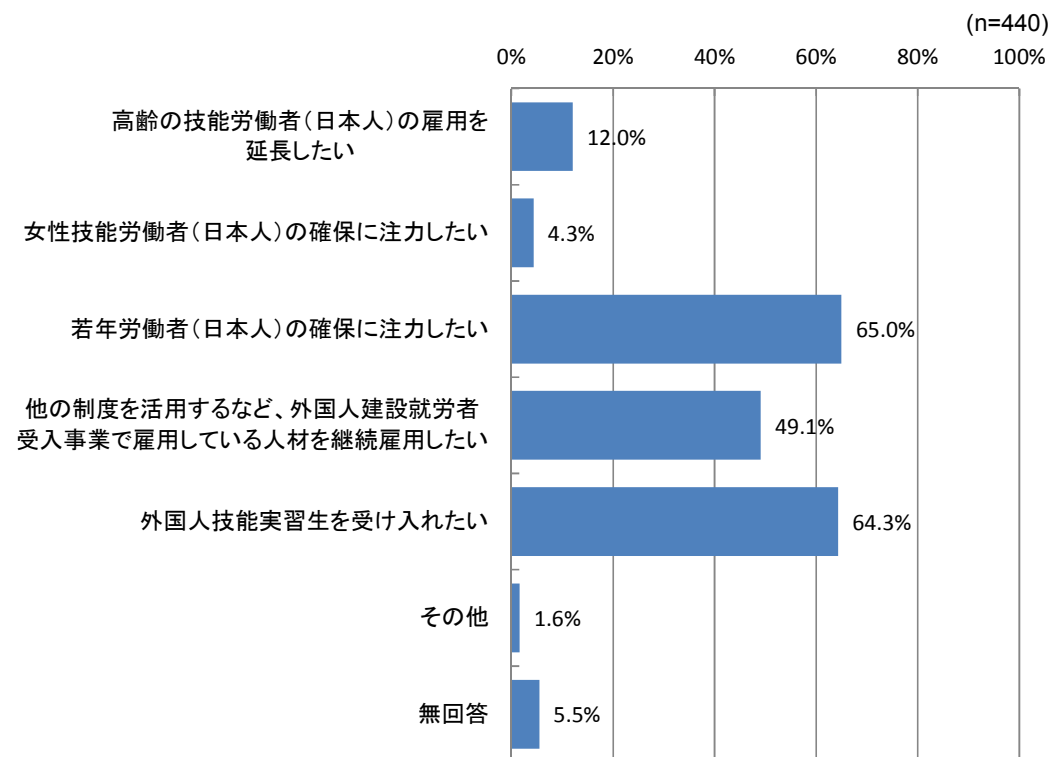
技能実習生の受入ニーズに関する今後の見通し

○技能実習生の受入ニーズについてみると、約6割の特定監理団体は「受入ニーズがさらに高まる」との見通しを示している。6割超の受入建設企業も若年労働者をはじめとする日本人人材の確保に注力しつつ、外国人技能実習生を受け入れたいとの意向を示している。

技能実習生の受入ニーズに関する
今後の見通し(特定監理団体)



外国人建設就労者受入事業終了後の
人材確保に関する考え方(受入建設企業)



(参考)事業協議会事前アンケート調査

技能実習生に関する事業協議会事前調査

- ・ 調査対象：専門工事業（とび、鉄筋、型枠、内装、建設機械関係）8団体の会員
- ・ 調査項目：技能実習生受入企業の概要、技能実習生の受入実態等
- ・ 調査期間：平成30年2月7日～平成30年2月21日
- ・ 実施方法：国土交通省から、専門工事業団体を通じて傘下会員へ調査表を配布
313社から任意での回答を得た

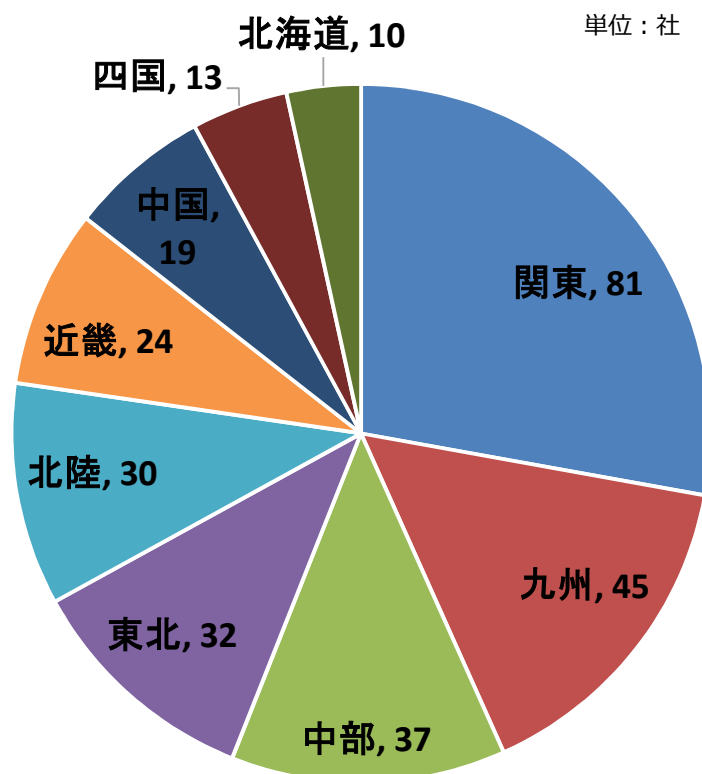
調査事項

1. 技能実習生受入企業の概要
 - ① 所在地（都道府県）
 - ② 事業所の従業員数（技能実習生／外国人建設就労者を除く）
2. 技能実習生の受入実態
 - ① 受入開始年度
 - ② 受入人数（受入開始からの延べ人数／現時点での受入人数）
 - ③ 職種・作業（複数回答可）
 - ④ 受入れを開始した理由
 - ⑤ 今後の見込み（受入れ継続か否か／その理由）
 - ⑥ 技能実習制度に関する課題・要望

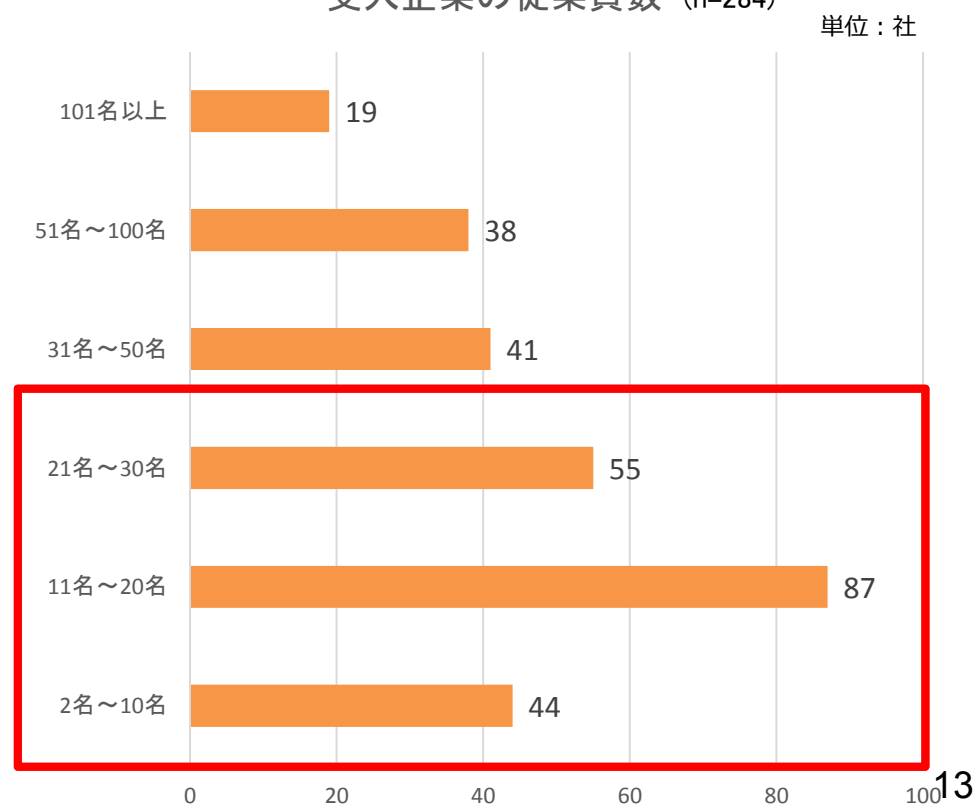
技能実習生受入企業の概要について

- 技能実習生を受け入れたことのある、受入企業は、地域別にみると、関東が最も多く、次いで、九州、中部となっている。
- 受入企業の従業員数は、11～20名の事業所が最も多く、30名以下の事業所が大半を占めている。

企業の所在地 (n=291)

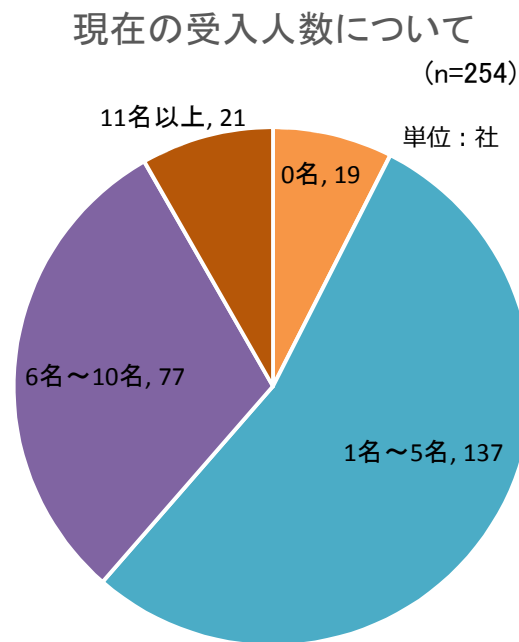
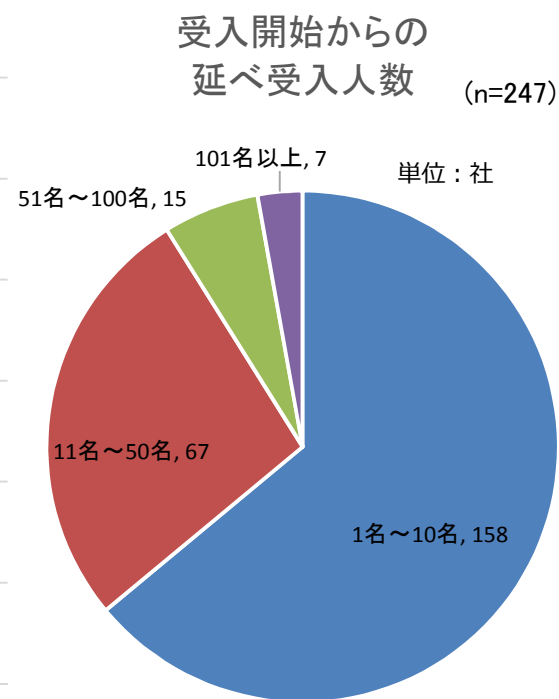
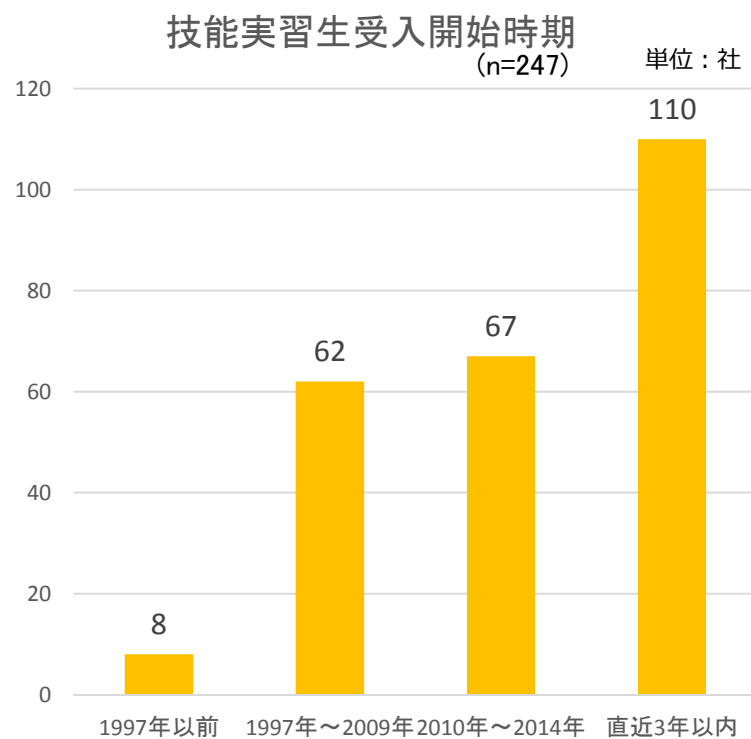


受入企業の従業員数 (n=284)



技能実習生の受入状況について

- 技能実習生の受入開始時期をみると、直近3年以内に技能実習生の受入れを開始した企業が一番多い。
※1997年、2010年は技能実習制度の改正時期
- 受入開始からの延べ受入人数は、1～10名と回答した企業がもっとも多かった。
- 現在の受入人数は、1名～5名と回答した企業が最も多かった。



技能実習生の受入に関する課題・要望など

- 技能実習生の受入れを開始した理由は「人手不足」との回答が大半を占めた。
- 今後も「受入れを継続する」と回答した企業の理由としては、「人手不足」、「技能実習生の就労意欲が高い」、「技能実習生は真面目」との回答が多かった。
- 今後は「受入れをしない」と回答した企業の理由としては「仕事量の減少」、「費用がかかる」との回答があった。
- 技能実習制度に対する要望としては、「受入期間の延長」、「入国前の日本語教育の向上」、「入国手続きの負担の軽減」、「現場入場の書類の削減」との回答が多かった。
※受入期間については、「3年間は短い」との回答もあり、制度改革を認識していない企業も見受けられた。

(参考)優秀外国人建設就労者表彰の実施

外国人建設就労者受入事業（※）において、秀でた建設技能・コミュニケーションスキルの習得により我が国の建設現場で活躍する外国人建設就労者を表彰する（本年度が初めての取り組み）。

※平成27年度から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始したところ（在留資格は「特定活動」）。

1. 背景とねらい

- ✓ 平成27年4月より即戦力となり得る外国人労働者の受入促進を図る「外国人建設就労者受入事業」を開始し、これまで、約3,000名の外国人建設就労者が我が国の建設現場で活躍。来年度末には約4,900名にのぼる受入となる見込み。
- ✓ 建設技能・コミュニケーションスキルの習得等に関する取組が顕著な外国人就労者を表彰することにより、就労者自らの更なる技能向上を促すとともに、他の外国人建設就労者のモチベーションの向上を期待。

2. 募集対象

外国人建設就労者のうち、以下のいずれについても優れていると認められる者

- A. 建設技能の向上に関する取組みが顕著
- B. 日本語能力の向上に関する取組みが顕著
- C. 地域社会との交流・友好親善への取組みが顕著

3. 選考結果等

- ✓ 特定監理団体又は受入建設企業から応募のあった外国人建設就労者について、審査委員会において総合的に評価
- ✓ 3月19日に表彰式を開催（受賞者5名：ベトナム人2名、中国人2名、フィリピン人1名）

表彰者の例

ベトナム人男性（29歳：型枠工：就労者としての経験13ヶ月）

- ・高い技能を有し、現場では作業チームのリーダーとして活躍
- ・職長の指示を技能実習生に説明する他、寮で開催する日本語教室の講師を務める【日本語検定N2】
- ・本人の声かけで近隣の清掃活動・挨拶活動を実施。地域のお祭りにも有志を募り神輿の担ぎ手として参加予定



外国人技能実習制度および地域協議会に関する意見

2018年6月18日

日本労働組合総連合会東北ブロック連絡会
(事務局 連合山形)

「外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(以下、「外国人技能実習法」)が2017年11月1日より施行され、外国人技能実習制度の「適正な実施」と「実習生の保護」をはかる法的枠組みが整備された。

「外国人技能実習法」は第56条において、「地域協議会」の組織および、「地域の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行う」ことを定めている。

連合は、「発展途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力」という外国人技能実習制度本旨に沿った運営が行われるよう、制度の適正な実施と技能実習生の権利保護の観点から、以下の通り意見する。

1. 監理団体および実習実施者の作成する技能実習計画が、外国人技能実習制度の本旨に沿った内容であるか、受入体制が適正か否かを厳正に審査するべきである。
2. 2016年度に労働局および労働基準監督署が監督指導を実施した実習実施機関のうち、約7割に労働関係法令違反が認められている。技能実習生の権利を保護し、制度本旨に沿った運営がなされるよう、監理団体および実習実施者に対する実地検査を確実に実施するべきである。
3. 不適切な運営を行っている監理団体または実習実施者が判明した場合には、速やかに監督官庁である法務省および厚生労働省に報告するべきである。
4. 新制度・旧制度のいずれで入国したかにかかわらず、技能実習生の適切な保護をはかるため、母国語によるワンストップで受けられる相談・支援体制を構築するべきである。
5. 新制度・旧制度のいずれで入国したかにかかわらず、技能実習生が実習実施者を変更する必要に迫られた際は、技能実習生からの相談に応じるとともに、必要に応じたシェルターの確保、次の実習先への確実な転籍などの調整・支援を行うべきである。
6. 地域協議会開催にあたっては、地域の労働現場における課題や問題を的確に把握

するためにも、地域の労使団体および技能実習生を支援する団体に意見陳述の機会を与えるべきである。

7. 「外国人技能実習生の孤立や社会との疎外を視野に、日本の生活習慣や社会ルールを学ぶ機会を設け、職場と地域の受入れの連携とその整備を確立すべきである。」

以 上